

入札説明書等に係る質問書への回答

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	入札説明書	質問	2	3 (3) エ (ウ) B	(仮称) 久喜市新ごみ処理施設の維持管理業務	「(仮称) 久喜市新ごみ処理施設の…樹木等植栽管理、警備、…」の「警備」については、「要求水準書 P.126 4. 巡回等」のとおり、「巡回」と読み替えて宜しいでしょうか。 本書 P.21 の業務項目「警備等」及び業務内容「日常警備」も同様の質問です。	ご認識のとおりです。
2	入札説明書	質問	4	3 (3) イ	入札公告後のスケジュール	令和4年(2022年)6月頃に基本協定締結、8月頃に事業契約締結(仮契約)との記載があります。基本協定締結～仮契約締結までの期間は、SPCの設立に要する期間を考慮し、2ヶ月程度設定されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	入札説明書	質問	16	16	入札の無効(12)	「予定価格のうち、施設整備費、運営委託業務費のいずれかの・・・」とありますが、施設整備費、運営委託業務費それぞれに予定価格を設定されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	入札説明書	質問	21	別紙2	ごみの収集・運搬	市民持込ごみに関する問い合わせ窓口対応業務(電話対応等)については、ごみの搬入(収集・運搬)までは貴市の業務範囲であることより、貴市にてご対応頂けるという理解で宜しいでしょうか。	事業者の業務範囲として対応してください。
5	入札説明書	質問	22	別紙2	工場棟解体撤去	現施設の解体撤去において、スクラップ処理に伴い有価物として売却益が生じた場合は、建設事業者の収入になると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	入札説明書	質問	23	別紙3	リスク分担表 共通・不可抗力	リスク分担表の末尾に、「※一定程度までのリスクは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。」との記載があります。 この「共通・不可抗力」で、「市及び事業者の行為とは無関係に・・・遅延が発生するリスク※」の「事業者の負担」とは、施設整備請負契約書(案)第47条より、「施設整備費の100分の1まで」との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	入札説明書	質問	24	別紙3	施設破損	「第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク※」について、脚注に「※一定程度までのリスクは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。」とありますが、第三者による施設の破損リスクは事業者の責によらないため、貴市の分担として頂けないでしょうか。	事業者の注意義務違反等の責任範囲までは事業者の負担とします。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
8	入札説明書	質問	24	別紙3	施設破損	リスク分担表の末尾に、「※一定程度までのリスクは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。」との記載があります。 この「運営段階・施設破損」で、「第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク※」の「事業者の負担」とは、運營業務委託契約書（案）第36条より、「不可抗力が生じた日が属する事業年度の年間施設運営費の総額の100分の1まで」との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	入札説明書	質問	24	別紙3	ごみ量・ごみ質の変動	以下の事項についてご教示願います。 ①「搬入する…契約に規定する範囲内で…（飛灰・処理残さ等の処理コストを含む）」とありますが、資源化施設又は最終処分場の受入処理単価の変更に起因するコスト変動リスクは含まれないことを確認させて下さい。 ②「搬入する…契約に規定する以上に…（飛灰・処理残さ等の処理コストを除く）」について、飛灰・処理残さ等の処理コストを除いた意図をご教示願います（契約範囲外のごみ量・ごみ質に起因する飛灰・処理残さ等の処理コストの変動リスクを運営事業者が負うのは困難であると思料します。）。	①施設内で薬剤等により処理を行う場合の費用は事業者のリスクとします。 ②残さの資源化・処分は市の業務範囲であるため事業者負担するコスト増加分はそれ程大きくないと想定しています。（残さ、副生成物等の資源化・処分は市の業務範囲です。）
10	入札説明書	質問	24	別紙3	余剰電力売電収入の変動 ユーティリティの事故・故障、 運転停止	「市及び第三者の事由による…リスク※」について、脚注に「※一定程度までのリスクは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。」とありますが、貴市の責めに帰すべき事由によるリスクは貴市にて御負担願います。また、第三者による施設の破損リスクは事業者の責によらないため、貴市の分担として頂けないでしょうか。	事業者の注意義務違反等の責任範囲までは事業者の負担とします。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	要求水準書	質問	1	第1編	総則	現施設については、【別添 I1: 現況配置図】に示すとおりとするのご提示がありますが、施設計画に際し、隣接する公園の計画資料並びに、関連する CAD データ等をご提示願います。	設計時に別途協議します。
2	要求水準書	質問	2	第1編 第1章 1.2 (1)	エネルギー回収型廃棄物処理施設	燃やせるごみとプラスチック製容器包装の記載がありますが、これらは混合されて搬入されると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	要求水準書	質問	2	第1編 第1章 1.4	本事業計画地の敷地面積など	今回の敷地は、余熱体験啓発棟予定敷地を除いた 33,000m ² として計画を進めてよろしいでしょうか。すなわち、本事業の計画通知も同上の範囲で提出と考えます。または、敷地について後日正式な情報をいただけるのでしょうか。	計画通知における敷地は余熱体験啓発棟予定地を含む敷地となります。 なお、敷地の詳細については、付け替え道路計画・設計を踏まえ、設計時に提示します。
4	要求水準書	質問	2	第1編 第1章 1.4	敷地面積等	計画通知上の敷地境界線を図面にて提供願います。	付け替え道路計画等を踏まえて敷地境界を決定するため、設計時に提示します。
5	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 3.	事業方式・期間	③2027年3月エネルギー回収施設等の完成及び引渡し後、供用になりますが、引き続き現施設の解体が敷地内で行われます。 引き渡し時、エネルギー回収施設等は仮使用申請・検査を受け供用開始し、検査済を受けるのは、2029年3月施設整備業務の完了時と考えればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 3.	事業方式・期間	③2027年3月エネルギー回収施設等の完成及び引渡し ④2027年4月エネルギー回収施設等の供用(施設管理業務)の開始 ⑤2027年4月現施設の解体撤去工事及び計画地内の外構工事の着手 とのご指示があります。 施設への見学者の受入れや要求水準書P.20でご指示を頂いている「賑わいエリア」の開放については、2027年3月のエネルギー回収施設の完成及び引き渡し以降、計画地内の外構工事が完了した時点で、可能な範囲で部分的に開始していくものとの考えてよろしいでしょうか。	見学者の受入等は④2027年4月を予定しています。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
7	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4.	事業方式・期間	⑥隣地整備の公園整備工事 ⑦余熱体験啓発棟整備工事 上記2点の実施設計時期をご教示願います。 本事業の実施設計時期が先行される場合においては、本事業の実施設計内容に合わせて、⑥⑦の事業側にて詳細調整いただけるものと考えてよろしいでしょうか。（ユーティリティ取合い条件や、渡り廊下の接続方法など）	実施設計時期は令和6年度を予定しています。 各工事相互間の詳細調整は可能です。
8	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4.	事業方式・期間	⑨市道1525号線付け替え道路整備工事について、施工時期をご教示願います。 未定の場合は、新施設の試運転開始までには、施工が完了されているものと考えてよろしいでしょうか。	令和5～7年度を予定しています。
9	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4.①	市の業務範囲	計画地内の造成工事の確定内容を2021年10月中旬にはご教示下さい。	入札公告で提示したとおりです。
10	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4.	市が実施する主な業務範囲	市様手配の各工事について、着工時期および完成期時期をご教示ください。	①造成 令和4年7月頃からを予定 ⑥・⑦余熱・公園 令和6～8年度末までを予定 ⑨市道菖蒲1525号線 令和5～7年度を予定
11	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4.	市が実施する主な業務範囲	貴市所掌の、⑥隣地整備の公園整備工事、⑦余熱体験啓発棟整備工事、⑨市道菖蒲1525号線付け替え道路整備工事は、本工事の建設工事期間中に着工されるのでしょうか。 工事工程及び工事計画をご教示ください。 また、当該工事の制約等があればご教示ください。	①造成 令和4年7月頃からを予定 ⑥・⑦余熱・公園 令和6～8年度末までを予定 ⑨市道菖蒲1525号線 令和5～7年度を予定 計画及び制約等は設計時に別途協議します。
12	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4.⑨	付け替え道路整備工事	市道1525号線付け替え等の道路整備工事の計画図と工事工程をご教示下さい。	入札公告で提示したとおりです。 なお、工事は令和5～7年度を予定しています。
13	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2.	地盤及び土質	ボーリング調査結果が既存の菖蒲清掃センター周りだけですが、拡張敷地のボーリングデータを提供願います。	別添資料以外のボーリング調査は実施していません。
14	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2.	地盤及び土質	別紙I-2で添付されているボーリング調査結果について、すべての地盤調査報告書を提供願います。	I-2の元となる昭和62年の報告書を提示します。 また、参考に、隣地整備の公園の地質調査報告書及び軟弱地盤解析報告書を提示します。
15	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2.	地盤及び土質	貴市で盛土を実施する範囲（盛土下の土壌含む）についての土壌汚染調査は事業者範囲外との理解でよろしいでしょうか。	市が実施する盛土工事に係る範囲における土壌汚染状況調査は不要と見込んでいます。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
16	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2. (4)	浸水想定高	(2) 項の「計画地盤高 T.P.+10.9m」は (4) 項の浸水想定高「最大浸水深 T.P.+12.04m」より低いですが、浸水対策に対するご要望や条件等がありましたらご教示下さい	プラットフォーム、主要な電気設備等を浸水想定水位以上に配置するなど、浸水対策を行ってください。
17	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2. (3)	計画盛土高	事業エリアの地盤レベルに合わせて、南側公園の地盤をなだらかに擦り付けて頂くことでよろしいでしょうか。また、事業提案により擦り付け角度を要望することで要望に合わせた公園レベルとして頂けることでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、詳細は設計時に決定します。
18	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2. (3)	計画盛土高	盛土を TP+10.9m まで行うとの事ですが。備前堀川側の地滑り対策等詳細をご教示ください。	盛土の安定解析は令和4年度に実施予定です。
19	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2. (3)	計画盛土高	要求水準書別添 I-7 によると、沈下量 0.16～0.50m の圧密沈下があるとのことですが、貴市の造成工事であるため、責任は貴市にあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。（着工までの盛土工事による事象に限り市の責任となります。）
20	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2.	(2) 計画地盤高 (予定)	付け替え予定の市道菖蒲 1525 号線（北側と東側）の計画図を CAD データでご提供願います。	入札公告で提示したとおりです。
21	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2.	計画地盤高 (予定)	計画地盤高（予定）について、「T.P.+10.9m」とありますが、これは舗装などの仕上げを含んだ高さでしょうか。	計画地盤高（予定）は舗装など仕上げを含んだ高さとしています。
22	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 5..	ユーティリティ 条件	①余熱体験啓発棟及び隣地整備の公園への電源供給計画（電圧、容量）を教示願います。 ②電力系統においては、ごみ処理施設にて一括受電を行い、ごみ処理施設から余熱体験啓発棟及び公園へ電力を供給するものと考えてよろしいでしょうか。	①計画中のため未定です。 ②ごみ処理施設で一括受電して電力供給します。
23	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 5.	ユーティリティ 条件	①共通休炉時においては、余熱体験啓発棟へ熱供給しないものと考えてよろしいでしょうか。 ②共通休炉時においても、余熱体験啓発棟・公園へ電気を供給するものと考えてよろしいでしょうか。	①ご認識のとおりです。 ②共通休炉時も電気を供給します。
24	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 5.	ユーティリティ 条件	①電気、ガスの引き込みの際し、具体的な取り合い点および取り合い方法をご提示願います。 ②取り合い点が提案による場合、引き込み条件の明確化に際し、事業者側で電力会社、ガス会社に問い合わせを行ってもよろしいでしょうか。	①設計時に別途協議します。 ②供給事業者との協議は設計時に行うこととします。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
25	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 5.	ユーティリティ条件	①ユーティリティの引き込みに際し、施工時期の制限について貴市にて現段階で把握されているものがあればご教示願います。 ②現段階で施工時期等、詳細が未定の項目については、設計段階で別途協議に応じて頂けるものとの考えてよろしいでしょうか。	①現時点で把握している制約はありません。 ②設計時に協議します。
26	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 5.	ユーティリティ条件	余熱体験啓発棟及び隣地整備の公園へのそれぞれに送る ・常用電源の配電方式、電圧、電力量 ・非常用電源の配電方式、電圧、電力量 ・蒸気供給量 ・高温水の循環流量、入口温度、戻り温度 をご教示ください。	設計時に別途協議します。
27	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 4.	搬入・出口	余熱体験啓発棟工事用出入口は本事業用出入口と別の出入口を設けていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
28	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	上水道	「・・給水管から引き込み、余熱体験啓発棟と共用する」とありますが、ごみ処理施設以外の水道料金について使用量並びに基本料金の一部（使用量に応じた積算）は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	電気	電力引込点以外の東京電力株式会社と実施された事前協議内容も開示願います。 （受電点遮断容量、逆潮流制限の有無、ノンファーム適用の有無、補償リアクトル設置の可否等）	事前相談では以下のとおりとなっています。 ・発電設備等の容量：5,000kW ・最大受電電力：4,000kW ・希望受電電圧：66kV ・連系制限の有無：連系制限なし ・受電点遮断容量：設計時に別途協議します。
30	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	雨水	「計画地に隣接する道路排水施設を経由、又は、隣地整備の公園内にある調整池（雨水流出抑制施設）を経由（通常時は経由なし）したうえで、備前堀川へ放流する。」とありますが、当敷地の雨水排水に関しては、雨水流出抑制施設である公園内の調整池に排水すれば宜しいでしょうか。また「隣地整備の公園内にある調整池」への接続位置・接続方法の詳細を併せてご教示願います。	雨水排水は公園内の調整池に排水することとしますが接続位置等は設計時に決定します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
31	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5.②	ユーティリティ条件	余熱体験啓発棟へ電力及び熱を供給しますが、以下についてご教示下さい。 ① 電圧 ② 容量 ③ 電気取合い点 ④ 時間当たりの消費電力量 (kWh/h) 負荷変動があればその内容 ⑤ 熱供給の種類 (高温水希望) ⑥ 熱供給条件 (圧力・温度の最高と常用) ⑦ 熱供給の取合い点、 熱供給の返送方法 (ポンプ圧送か否か)	設計時に別途協議します。
32	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5.②	ユーティリティ条件	隣地整備の公園へ電力を供給しますが、以下についてご教示下さい。 ① 電圧 ② 容量 ③ 電気取合い点 ④ 時間当たりの消費電力量 (kWh/h) 負荷変動があればその内容	設計時に別途協議します。
33	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5.③	ユーティリティ条件	余熱体験啓発棟へ蒸気を供給とありますが、プラント停止時においても蒸気を供給する必要がありますでしょうか。	エネルギー回収施設停止時は蒸気の供給は不要です。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によるプラント停止 (計画外停止) の場合、増加費用及び損害の負担が発生する場合があります。
34	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ条件	各ユーティリティについて、本施設への引き込みは、菖浦清掃センターの搬出入車両の通行を妨げずに工事ができるものとの理解でよろしいでしょうか。 (引込・接続時にう回路の準備の要否を確認するものです)	施設配置等の条件により迂回路が必要になる場合があります。
35	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ条件 電気	特高の引込 (66kV、2回線) について、別添 1-4 に示す位置より、特高受電室まで地中埋設工事で引き込むと解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
36	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ条件 上水道	余熱体験啓発棟と共用とありますが、新ごみ処理施設と余熱体験啓発棟の引込を 1 本とし、新ごみ処理施設から余熱体験啓発棟へ分岐供給するとの理解でよろしいでしょうか。	それぞれの給水装置の引込、量水器の設置については設計時に決定します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
37	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ 条件 上水道	余熱体験啓発棟の上水費用は、事業者負担外との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
38	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ 条件 上水道	余熱体験啓発棟へ、新ごみ処理施設から上水を供給する場合、次の条件をご教示下さい。 ① 設計流量もしくは供給配管口径 ② 供給圧力	設計時に別途協議します。
39	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ 条件 上水道	上水道の給水制限（日量、時間量、給水時間など）があればご教示下さい。	設計時に別途協議します。
40	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ 条件 上水道	上水引込に係る工事負担金は、貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。 事業者負担の場合は、その負担額をご教示願います。	工事負担金は市の負担となります。
41	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ 条件 下水道	下水道への排水制限（日量、時間量、時間など）があればご教示下さい。	設計時に別途協議します。
42	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ 条件 下水道	余熱体験啓発棟の下水は単独排水され、下水料金等を本工事で見込む必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	余熱体験啓発棟の下水料金の負担は不要です。
43	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ 条件 工業用水	工業用水の水質をご教示下さい。	別添 1-6を参照してください。
44	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ 条件 ガス	引込予定のガス配管は、消防認定を取得している、もしくはは取得する予定があるかご教示下さい。	都市ガス供給ラインは消防法令の基準に適合するものとなる見込みです。
45	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表 1-1	ユーティリティ 条件 雨水	雨水の敷地外への排水可能位置ご教示下さい。（外構工事の勾配計画・排水計画をするために必要です）	設計時に別途協議します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
46	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5. 表1-1	ユーティリティ 条件 電話	電話の引込点が別添 I-4 に記載がありませんのでご教示下さい。	設計時に別途協議します。
47	要求水準書	質問	6	表-1-1	ユーティリティ 条件 電気	電力会社との事前協議状況につきまして、受電点遮断容量、逆潮流制限の有無をご教示下さい。	事前相談では以下のとおりとなっています。 ・発電設備等の容量：5,000kW ・最大受電電力：4,000kW ・希望受電電圧：66kV ・連系制限の有無：連系制限なし ・受電点遮断容量：設計時に提示します。
48	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6. (3) ①	施設整備業務 (設計段階)	①現施設の計量システムに関する資料をご提示いただく主旨としては、市役所との計量データの共有することを意図されていると解釈してよろしいでしょうか。 ②データ共有が必要な場合は、そのために必要となる工事は貴市の所掌になるものと考えてよろしいでしょうか。	現施設での計量データとの連続性を調整するためです。
49	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6. (1) , ①	現況図について	余熱体験啓発棟予定敷地と本計画の敷地は、事業区域として一体であり、確認申請上の敷地としても一体とし、余熱体験啓発棟予定敷地との境の境界線は、建築基準法上の隣地境界線に該当しない。ということよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
50	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6. (3) ①	提供資料	「本事業の各段階において、計画地における直近の計画通知を貸与する。」とありますが増築申請になると理解しており、計画上、現施設における最終の計画通知を提供願います。	計画通知図書は設計時に提示します。
51	要求水準書	質問	9	第1編 第3章 2.2	燃やせないごみ・粗大ごみ	燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみの区分、搬入形態をご教示ください。	燃やせないごみは指定袋（10、20、30、40L）収集、粗大ごみは予約収集、有害ごみは透明・無色半透明袋（45L 以下）収集です。その他詳細は、久喜宮代衛生組合「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」を参照してください。
52	要求水準書	質問	9	第1編 第3章 4. 4.1	エネルギー回収 施設の計画慮理 療	「エネルギー回収施設の計画処理量は、約41,447t/年」とありますが、リサイクル施設からの残さも含んだ量との考えてよろしいでしょうか。	破砕残さも含んだ量です。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
53	要求水準書	質問	9	第1編 第3章 4. 4.1 4.2	エネルギー回収施設の計画処理量 リサイクル施設の計画処理量	エネルギー回収施設の計画処理量の約 41,447t/年及びリサイクル施設の約 2,474t/年は、施設管理業務の期間（2027年4月～2047年3月までの20年間）において、処理量は毎年度一定値であるものとして、長期収支計画等作成してよろしいでしょうか。	計画処理量で収支計画等を作成してください。
54	要求水準書	質問	9	第1編 第3章 4.1	エネルギー回収施設の計画処理量	年間処理量のご提示はありますが、運転計画をするために、日別搬入量をご教示願います。 提示が困難であれば、既存施設の過去実績を提示いただきますようお願い致します。	日単位での計画搬入量は定めていませんが、既存施設の実績を提示します。
55	要求水準書	質問	10	表 1-3	不燃ごみ・粗大ごみの処理対象物組成	不燃ごみ・粗大ごみの処理対象物組成とありますが、不燃ごみは燃やせないごみと読み替えて宜しいでしょうか。	不燃ごみは燃やせないごみです。
56	要求水準書	質問	10	表 1-3	不燃ごみ・粗大ごみの処理対象物組成	また、表 1-3 下に注記があり令和2年度粗大ごみ・・・とありますが不燃ごみは含まれていないと理解してよろしいでしょうか。	不燃ごみ、粗大ごみを合わせた処理対象物の組成です。
57	要求水準書	質問	10	第1編 第3章 4.2	リサイクル施設の計画処理量	年間処理量のご提示はありますが、運転計画をするために、日別搬入量をご教示願います。 提示が困難であれば、既存施設の過去実績を提示いただきますようお願い致します。	日単位での計画搬入量は定めていませんが、既存施設の実績を提示します。
58	要求水準書	質問	11	第1編 第3章 6. 6.4	系列数	エネルギー回収施設は2系列で構成し、定期点検・補修時において、原則として1炉での定常運転が可能なものとする。なお、ごみ投入ホッパから煙突までを独立系列構造とすること。 とのご指示について、灰ピットや灰貯留槽以降の系統については、共通系として1系列としての設置と解釈してよろしいでしょうか。	残さ貯留設備等を共通で1系統とすることも可能です。
59	要求水準書	質問	12	第1編 第3章 7. 7.1 表 1-4	現行の運行車両	1日あたりの運行台数が表-1-4にありますが、搬入用・搬出用ごみ計量機を使用する各車両の年間運行台数をご教示願います。	計量方法・台数は設計時に協議します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
60	要求水準書	質問	12	第1編 第3章 7. 7.1 表1-4	現行の運行車両	現状の運行車両中の各車両のサイズ（幅×長×高）をご教示願います。	設計時に提示します。
61	要求水準書	質問	12	第1編 第3章 7. 7.1 表1-4	現行の運行車両	記載いただいている車両台数については、現在想定されている最大の台数と解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
62	要求水準書	質問	12	第1編 第3章 7. 7.3	見学者数	現状の実績値よりも「その他団体」が大きく増加することを想定しておくこととの記載がありますが、記載されている約260人/年間（完成後の想定人数）が最大人数であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
63	要求水準書	質問	13	第1編 第3章 7.4	日影	北側に計画予定の市道1525線の北側は河川区域となり、計画市道と河川区域の間に土地が入らないことから、建築基準法第56条の2の日影規制については、新設市道1525線および備前堀川を含めて一体が建築基準法施行令第135条の12第3項第一号による道路、水面、線路敷その他これらに類するものに該当する緩和対象となるという解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、詳細は設計時に決定します。
64	要求水準書	質問	13	第1編 第3章 7. 7.4	日影	敷地北側の道路・河川を加味したみなし境界線を御指示願います。	設計時に提示します。
65	要求水準書 様式14	質問	13	第1編 第3章 8.1	排ガス排出基準	表1-7と〈様式14〉I-10プラント設備主要仕様で以下のとおり数値が異なっておりますが、どちらの数値を正と理解すればよろしいでしょうか。 【要求水準書】 硫黄酸化物、塩化水素：30ppm以下 窒素酸化物：50ppm以下 【様式14、I-10】 硫黄酸化物、塩化水素：10ppm以下 窒素酸化物：30ppm以下	要求水準書の数値が正となります。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
66	要求水準書 提出書類の 様式集	質問	13	第1編 第3章 8.1 第2編 第3章 1.2 様式14 <I-10>	排ガス排出基準 (表-1-7) 性能保証事項と 試験法(表-2-1) プラント設備 主要仕様 ②有害ガス除去 装置 ③窒素酸化物除 去装置 ④ダイオキシン 除去装置 ⑤水銀除去装置	表-1-7 排ガス排出基準および表-2-1 性能保証事項と試験法に記載の以下項目について、様式14<I-10>プラント設備主要仕様に記載の値と異なります。 要求水準書(表-1-7)が正しいものとの理解でよろしいでしょうか。その場合、様式14<I-10>は図書提出時に修正してよろしいでしょうか。 硫黄酸化物 SOx 要求水準：30ppm 以下 様式14：要求水準：10ppm 以下 窒素酸化物 NOx 要求水準：50ppm 以下 様式14：要求水準：30ppm 以下 塩化水素 HCl 要求水準：30ppm 以下 様式14：要求水準：10ppm 以下 ダイオキシン類 要求水準：0.1ng-TEQ/m ³ N 以下 様式14：0.01ng-TEQ/m ³ N 以下 水銀 要求水準：30μg/m ³ N 以下 要求水準：0.03 (単位なし)	要求水準書の数値を正として修正してください。
67	要求水準書	質問	13	第1編 第3章 8. 8.2 (1) 表1-8	残さ等搬出基準	「寸法概ね100mm以下」とありますが、100mmよりも大きい残さ(不燃物)については、入札説明書P.22「残さ、副生成物等の資源化・処分」に応じ、貴市にて処分していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	概ね100mm以下となるよう処理してください。
68	要求水準書	質問	13	第1編 第3章 8. 8.2 (2) 表1-9	有害物質溶出 基準	(2) エネルギー回収施設の主灰またはスラグ及び飛灰等が受入中止の際の措置として、主灰、飛灰の溶出基準のご提示があります。 貴市の理由により灰搬出の管理基準が変更なった場合、本項に記載された溶出濃度を遵守するために追加となる薬剤費用に関しては、入札説明書 P.24 別紙3 リスク分担用の内、ユーティリティの事故・故障、運転停止に相当する事例として、別途協議頂けるものとの解釈でよろしいでしょうか。	市の事由による場合は別途協議します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
69	要求水準書	質問	14	第1編 第3章 8. 8.2 (2) 表 1-9	有害物質溶出基準	「エネルギー回収施設の主灰またはスラグ及び飛灰等が受入中止の際の措置」の「受入中止」とは資源化施設が受入中止し、最終処分等の方法での処理を想定されていると理解して宜しいでしょうか。 また、他の施設での処理とありますが、主灰・飛灰の処理は貴市の所掌であるため、他の施設での処理は貴市の費用にて行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
70	要求水準書	質問	14	第1編 第3章 8.2	残さ等溶出基準	表-1-9 有害物質溶出基準の項目に法規制対象である1・4 ジオキサンではなくシアン化合物が記載されています。1・4 ジオキサンが正と理解してよろしいでしょうか。	シアン化合物に加えて、1,4-ジオキサン (0.5mg/L 以下) を追加します。
71	要求水準書	質問	14	第1編 第3章 8. 表 1-9	有害物質溶出基準	有害物質溶出基準はシアン化合物の1 mg/L 以下ではなく、1,4-ジオキサン0.5 mg/L 以下ではないでしょうか	処分方法に応じて、表 1-9 を含め、特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施行規則第1条の2）が適用されることとします。
72	要求水準書	質問	16	第1編 第3章 8. 8.5	①機側	機器の騒音対策として、「防音区画を設置し、防音施工を施すこと」とありますが、いずれかの対策を講ずるものと考えてよろしいでしょうか。	具体的な対策については、事業者の提案を踏まえて決定します。
73	要求水準書	質問	16	第1編 第3章 8.5	騒音基準	「騒音は、敷地境界において・・・」と記載ありますが、敷地境界をご教示ください。	詳細な敷地境界線は設計時に提示します。
74	要求水準書	質問	16	第1編 第2章 8.5 8.6 8.7	騒音基準 振動基準 悪臭基準	騒音・振動・悪臭の敷地境界線は、別添 II-2 造成計画図における事業範囲を示す線との理解でよろしいでしょうか。	敷地境界線は設計時に提示します。
75	要求水準書	質問	17	第1編 第2章 9.1 (13)	埼玉県材料検査実施要領	購入品・製作品等の工場検査対象が明確ではありません。製品検査対象の種類・頻度、貴市立会人数等をご教示下さい。	設計時に提示します。
76	要求水準書	質問	18	第1編 第3章 9. 9.2 (50)	危険物の規制に関する政令	本事業における一般取扱所は、部分規制適用可能と考えて宜しいですか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
77	要求水準書	質問	19	第1編 第3章 9.2 ※1	工場立地法	「緑地面積および環境施設面積は本事業計画地の敷地において確保する必要はないものとする。」とありますが、事業者としての工場立地法の届出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。（事業者の届出不要。）
78	要求水準書	質問	20	第2編 第1章 1.1 (10)	全体計画	余熱体験啓発棟の営業時間、及び定休日につきましてご教示下さい。	設計時に別途協議します。
79	要求水準書	質問	21	第2編 第1章 1. 1.1 (12)	避難者	「・・・災害時の避難者の受け入れを想定する」とありますが、必要スペースや必要設備を検討するにあたり、市の災害時の避難者受け入れに関する概要をご教示ください。 ・避難者の想定人数 ・避難者の滞在想定期間 ・避難者への提供サービスなど (物資（電気？）、水（ペットボトル？）、備品量（スペース？）ほか避難者へ提供するサービスの範囲と想定量)	市の受け入れ計画はありませんが、事業者の提供サービスとしては会議室等の開放のみの対応を想定しています。受け入れ可能な人数、滞在期間、提供サービスを提案してください。なお、備蓄品は市が提供します。
80	要求水準書	質問	23	第2編 第1章 1.3 (2) ②	車両動線計画	道路幅、回転半径等は消防指導に従うとありますが、現時点で判明している制約をご教示下さい。 また、入札参加者が目的を明かした上で消防へ直接確認してもよろしいでしょうか。	現時点で判明している制約はありません。 疑義・確認事項があれば関係行政機関等に確認せず、質問で提示してください。
81	要求水準書	質問	23	第2編 第1章 1.3 (2) ②	車両動線計画	来場者用駐車場の40台は、新ごみ処理施設への来場者であり、余熱体験啓発棟および隣地整備の緑地への来場者は考慮しないものとの理解でよろしいでしょうか。	余熱体験啓発棟、隣地整備の公園への来場者を含みます。
82	要求水準書	質問	23	第2編 第1章 1.3 (2) ②	車両動線計画	庁用車用駐車場の10台にp.12に示す事務局職員3人分(3台)が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
83	要求水準書	質問	23	第2編 第1章 1.3 (2) ②	車両動線計画	「構内車路上の有効高さは、特記ある場合を除き、原則として4.5m以上とする」とありますが、屋外車路は4.5m以上有効高さを確保し、屋内車路は、各室に入る車両の最大高さ以上の有効高さを確保すれば宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
84	要求水準書	質問	23	第2編 第1章 1.3 (2) ②	車両動線計画	「・・・車両を整備できる機能を設ける」とありますが、駐車場に設けるとの理解で宜しいでしょうか。その場合、具体的な設備（例：油圧リフター）をご提示願います。	タイヤ交換など簡易整備を想定していますが、詳細は設計時に決定します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
85	要求水準書	質問	23	第2編 第1章 1.3 (2) ②	車両動線計画	25t ウイング車（幅約 2.5m×長約 12m×高約 3.5m）がプラットフォーム及び構内道路を走行できる幅員を確保する。 との記載がある一方、 P.21 には、主に、市道菖蒲 1525 号線南東方面からの収集車両（最大積載量 10t）及び副生成物搬出車両 25t 等の動線に配慮する。 との記載があります。 上記を整理すると、25ton の大型車両としては ・25ton ウイング車：プラットフォームへの搬入車 ・その他 25ton 車：灰の搬出車両 の 2 種類の車両への対応が必要との解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
86	要求水準書	質問	23	第2編 第1章 1.3 (2) ②	車両動線計画	最大車両は 25t ウイング車とありますが、p.12 の表-1-4 に記載がありません。 ウイング車は運営事業者などで大型搬入物がある場合に入場する可能性がある車両で、エネルギー回収施設内で、荷下ろしすることを考慮する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	将来的な運行も考慮した施設計画としてください。
87	要求水準書	質問	23	第2編 第1章 1.3 (2) ②	車両動線計画	「車両を整備できる機能を設けること」とありますが具体的にどのような機能が必要かご教示下さい。	タイヤ交換など簡易整備を想定していますが、詳細は設計時に決定します。
88	要求水準書	質問	25	第2編 第3章 1. 1.2 表 2-1	2.残さ	「サンプリング場所：残さ排出装置」とありますが、灰押出装置を示すものと考えてよろしいでしょうか。	設計時に決定します。
89	要求水準書	質問	26	第2編 第3章 1. 1.2 表 2-1	4.排ガス	硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀の測定場所に触媒反応装置の入口及び出口の記載がありますが、触媒反応装置を非設置とする場合は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。その場合の詳細は事業者提案となります。
90	要求水準書	質問	26	第2編 第3章 1.2 表-2-1	性能保証事項と 試験方法 排ガス	排ガスの試験方法に触媒反応装置とありますが、触媒反応装置を設置しない場合、測定点を減じることでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
91	要求水準書	質問	27	第2編 第3章 1.2 表-2-1	性能保証事項と 試験方法 処理飛灰	溶出基準値の試験方法に各炉とありますが誤記との理解でよろしいでしょうか。	ダイオキシン類と同様、「2回/箇所以上」です。
92	要求水準書	質問	28	第2編 第3章 1. 1.2 表-2-1	10.炉体、ボイラ ケーシング外表 面温度	「外気温+40℃以下」とありますが、一方で廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引きにおいては「室温+40℃以下」と記載されています。とくに、冬季は外気温と室温の差が大きいため、「室温+40℃」との解釈でよろしいでしょうか。本書P.74も同様の解釈とさせていただきたくよろしくお願ひします。	ご認識のとおりです。
93	要求水準書	質問	28	第2編 第3章 1. 1.2 表-2-1	15.炉室内温度	測定場所が排気口となっていますが、本記載は作業環境や機器保護のための保証事項と考えますので、室内温度での測定とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
94	要求水準書	質問	28	第2編 第3章 1.2 表-2-1	性能保証事項と 試験方法 緊急作動試験	「受電が30分間停止してもプラント設備が安全であること」とありますが、全停電後、直ちに非常用発電機が自動起動することを確認し、その状態で30分以上安全であることを確認するとの理解でよろしいでしょうか。 (30分間の電源無しではないことを確認するものです)	ご認識のとおりです。
95	要求水準書	質問	28 (52)	第2編 第3章 1.2 表-2-1	換気設備について	要求水準書の28ページでは、炉室の排出温度が43℃(局部的なものは48℃)となっており、要求水準書の52ページにはΔtは12℃となっており不整合となっております。Δt=12℃として計算することを正とし、28ページの炉室の排出温度に関する記載は無視することによろしいでしょうか。	炉室はp.28、それ以外の居室はp.52の条件とします。
96	要求水準書	質問	29	第2編 第3章 1.2 表-2-1	性能保証事項と 試験方法 エネルギー回収率	エネルギー回収率の確認は、蒸気タービン発電機の使用前自主検査における負荷試験で確認することによろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
97	要求水準書	質問	30	第2編 第3章 1.2 表-2-2	性能保証事項と 試験方法(リサイ クル施設)	No.1 施設処理能力と No.3 破砕能力について、いずれも処理量に関する性能保証項目との理解でよろしいでしょうか。その場合、それぞれの違いをご教示下さい。	ご認識のとおりで、No.1 施設処理能力は施設全体、No.3 破砕能力は破砕機単独での性能保証項目です。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
98	要求水準書	質問	33	第2編 第3章 3. 3.3 (1)	確認方法	「…、性能試験期間中に、…」とありますが、性能試験は定格運転を行うため、試運転期間中に軽負荷試験を実施するものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
99	要求水準書	質問	33	第2編 第3章 3. 3.3 (1)	確認方法	「低質ごみで・・・助燃することなく、設備能力の70%程度軽負荷試験を実施すること」とありますが、ここで記載されている設備能力とは基準ごみ質との理解でよろしいでしょうか。 なお、軽負荷試験時のごみ質が基準ごみよりも低い場合は、投入するごみの熱量が基準ごみ(9,700kJ/kg)・100%負荷運転(77.5t/日)に対して70%程度の条件で軽負荷試験を実施するものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、助燃することなく運転することとしますが、炉内負荷が提案処理能力曲線の助燃域である場合は助燃することも可とします。
100	要求水準書	質問	33	第2編 第3章 3.4	高負荷試験	高負荷試験は、焼却能力を確認することが主目的であるため、排ガスの他、第三者機関による分析は必要なく、各種連続測定値により確認することよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、中央収集データによる確認で問題ありません。
101	要求水準書	質問	33	第2編 第3章 3. 3.5 (1)	確認方法	「性能試験完了後の試運転期間中に、20日間以上の連続安定稼働を2炉について実証」とありますが、試運転中にごみ量の確保が困難な場合は、引渡し後に試験を実施する等、協議に応じて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、状況に応じて協議に応じます。
102	要求水準書	質問	33	第2編 第3章 3.5	安定稼働試験	安定稼働試験は、エネルギー回収施設の連続安定運転を確認することが主目的であるため、排ガスの他、第三者機関による分析は必要なく、日報などの各種連続測定値により確認することよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、中央収集データによる確認で問題ありません。
103	要求水準書	質問	33	第2編 第3章 3.5	安定稼働試験	安定稼働試験成績書は、工事終了予定日(引渡日)に提出することよろしいでしょうか。	内容を確認するため、工事終了予定日(引渡日)より前に提出してください。
104	要求水準書	依頼	35	第2編 第4章 1. 1.1 (4)	設計の契約不適合責任	「契約不適合責任期間は、引渡しを受けた日から10年間とする。」とありますが、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款第23条5のとおり、契約不適合に関する請求は完成引渡しの日から2年以内としていただきますようお願い致します。	要求水準書のとおりとします。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
105	要求水準書	依頼	35	第2編 第4章 1. 1.2 (1)	・施工の契約不適合責任 ・契約不適合責任	「契約不適合責任期間は、引き渡しを受けた日から要求水準書で規定した期間とする」とありますが、履行の追完請求は民間（七会）連合協定請負契約約款第27条の2(2)の通り、建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等の契約不適合期間は1年としていただきますようお願い致します。	要求水準書のとおりとします。
106	要求水準書	依頼	35	第2編 第4章 1.1 (2) (3)	・契約不適合責任 ・設計図書等に不適合の場合の改造義務及び破壊検査等 ・検査及び引渡し ・部分払 ・解除に伴う措置	「試験の費用は、事業者の負担とする。」、「検査又は復旧に直接要する費用は、施設整備企業の負担とする。」とありますが、検査の結果、要求水準書及び実施設計図書に定められた基準を満たしていた際は、民間（七会）連合協定工事請負契約約款第17条(4)の通り、貴市にて費用を負担していただきますようお願い致します。	要求水準書のとおりとします。
107	要求水準書	質問	36	第2編 第5章 1. 1.1 (4) ②	災害対策（地震及び洪水対策）	液状化が発生しても被害を抑える対策を講じることとありますが、想定される地震動は、加速度350galに対しても対策を講じることが必要と考えてよろしいでしょうか。その場合、建築物、設備、工作物等の中に、外構道路は含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで、建築物、設備、工作物等の他、外構道路も含むものとします。
108	要求水準書	質問	36	第2編 第5章 1. 1.1 (4) ④	災害対策（地震及び洪水対策）	ピットは、浸水想定高さまでは鉄筋コンクリート造とし、開口部は防水扉等を設置する対応と考えてよろしいでしょうか。	具体的な対策については、事業者の提案を踏まえて決定します。
109	要求水準書	質問	36	第2編 第5章 1. 1.1 (4) ⑦	災害対策（地震及び洪水対策）	EV車急速充電器について、以下の内容をご教示願います。 ・使用者の電気利用料の有無 ・電気利用料の徴収方法 ・管理者	事業者の管理による有料での利用を計画していますが、詳細は設計時に決定します。
110	要求水準書	質問	36	第2編 第5章 1.1 (1) ①	日影規制	日影規制の敷地境界線を図面（CAD含む）にて提供願います。	入札公告で提示したとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
111	要求水準書	質問	36	第2編 第5章 1.1 (4) ②	災害対策（地震 及び洪水対策）	「建築物、設備、工作物等の重要度に応じて適切な工法を選択し、万一、液状化が発生しても被害を抑える対策を講じること。」とありますが、現状の「別添 I-2 ボーリング調査結果」では液状化検討ができませんので、液状化検討が可能なデータを提供願います。	設計業務における事前調査で必要な地盤調査を実施してください。
112	要求水準書	質問	39	第2編 第5章 1.2 (1)	意匠	外観デザインが、提案の3案から1つに決まるのは、事業者決定6か月後の2022年12月頃との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
113	要求水準書	質問	39 43	第2編 第5章 1. 1.2 (2) ③	その他	P39：消火器、掲示板、ホワイトボード、カーテン、ブラインド、時計、電話機、電話台、室名札、館内案内板、各表示板、暗幕、映写幕、模型、ディスプレイ等。 p43:来客者用受付カウンター（受付、事務室）、音響・映像設備、ブラインド・カーテン類、玄関マット、傘立て、消火器及び消火器ボックス、電話とのご指示ですが、 ①P39のみに記載のあるもののみを設置するものと考えてよろしいでしょうか。 ②必要な家具・什器・備品類のリスト並びに数量を御指示願います。	①要求水準書のとおりそれぞれ設置することとします。 ②設計時に提示します。
114	要求水準書 提出書類の 様式集	質問	40 17	第2編 第5章 1.2 (4) 様式 14 <I-10>	煙突 プラント設備主 要仕様 ④煙突	「高さは、GL.+59m」とありますが、様式 14<I-10>プラント設備主要仕様には「(2) 煙突高 100m」とあります。要求水準書が正しいものとの理解でよろしいでしょうか。その場合、様式 14<I-10>は図書提出時に修正して良いでしょうか。	煙突高さは GL.+59m とします。
115	要求水準書	質問	40	第2編 第5章 1.2 (6)	一般事項（建築）	脱着ボディシステム車、4トン車の大きさ（寸法）をご教示下さい。	将来的な運行を考慮して一般的な車両寸法を設定してください。
116	要求水準書	質問	40	第2編 第5章 1. 1.2 (6)	洗車場エリア	洗車場の位置については、隣地・道路から視認されることの無いよう配慮した計画とする。とのご指示について、洗車場の仕様としては、現施設の洗車場同様の屋外スラブに、上記ご指示にある、隣地・道路側の目隠壁を追加する形でよろしいでしょうか。	具体的な対策については、事業者の提案を踏まえて決定します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
117	要求水準書	質問	40	第2編 第5章 1. 1.2 (3)	駐車場・駐輪場	<p>「来場者用駐車場（40台）を確保するものとし、大型車用駐車場 5台程度を含むものとする。また、搬出入車両出入口付近に庁用車用駐車場 10台）を確保する。」</p> <p>「・・・障がい者用駐車区画及び思いやり駐車区画を各々2台程度確保する。」</p> <p>「来場者駐車場には EV 車急速充電器 10台を設置すること。（5台は公用車併用とし、回路は停電時にも使用可能なものとする）」とあります。</p> <p>①駐車場の内訳、および設置位置は以下の解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>【一般車エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場者用（普通車用、EV 充電なし）：30台 ・来場者用（普通車用、EV 充電あり）：5台 ・来場者用（大型車用）：5台 ・障がい者用（普通車＋周辺スペース）：2台 ・思いやり駐車スペース（普通車＋周辺スペース）：2台 <p>【搬出入車エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁用車用（普通車用、EV 充電なし）：5台 ・庁用車用（普通車用、EV 充電あり）：5台 <p>②スペースの確保が可能な場合、庁用車用駐車場を一般車用駐車場と隣接させてもよろしいでしょうか。</p>	<p>①ご認識のとおりですが、EV 車急速充電器（10台）の来場者用駐車場、庁用車用駐車場の配分は設計時に決定します。</p> <p>②来場者用駐車場と庁用車用駐車場を隣接させても問題ありません。</p>
118	要求水準書	質問	41	第2編 第5章 1.3 (2) ①	緑化率	久喜市開発行為指導要綱に基づく緑化率を算定する敷地境界をご教示下さい。	敷地境界線は設計時に提示します。
119	要求水準書	質問	41	第2編 第5章 1.3 (1) ①	排ガスデータの表示盤	<p>排ガスデータ等の表示装置について、本項及び p.73、第2編第6章 3.5 に記載がありますが、合わせて下記と解釈してよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地境界付近 1カ所、屋外仕様、表示（排ガスデータ、発電データ）、表示装置：提案 ・見学者通路 1カ所、屋内仕様、表示（排ガスデータ、発電データ）、表示装置：提案 ・その他 1カ所、屋内仕様、表示（排ガスデータ、発電データ）、表示装置：提案 <p>の計3カ所</p>	具体的な設置位置及び仕様は設計時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
120	要求水準書	質問	41	第2編 第5章 1.3 (2) ①	緑化率	「要求水準書 P.18 (29) 工事立地法 ^{※1} 」による「要求水準書 P.19 ^{※1} 」において、「緑地面積および環境施設面積は本事業計画地の敷地において確保する必要はないものとする。ただし、(66) 久喜市開発行為等指導要綱の緑化面積は除く」とあります。久喜市開発行為等指導要綱第4条(6)アを見ると「開発区域の面積(3000m ² 以上)がふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に該当する場合は、埼玉県と協議を行うこと。」とありますが、その条例の第32条では、「第3章(緑化計画の届出等)の規定は、工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の敷地の区域については適用しない。」とあります。とどのつまりは、緑化率は「本事業計画地の敷地において確保する必要はない」との理解でよろしいでしょうか。	緑地については、「開発区域の面積がふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)」に該当しない場合として、開発面積の5パーセント以上の緑地を設置するものとします。(久喜市開発行為等指導要綱細則第4条(6)イ)
121	要求水準書	質問	41	第2編 第5章 1. 1.3 (1) ①	門壁・門扉等	「デジタルサイネージ」とありますが、表示する情報は、貴市よりご提供いただけると考えてよろしいでしょうか。	設計時に提示します。
122	要求水準書	質問	41	第2編 第5章 1. 1.3 (1) ②	囲障	囲障に関して高さ、仕様等の御指示は特に無く事業者の提案で宜しいですか。	事業者からの提案を踏まえて設計時に決定します。
123	要求水準書	質問	41	第2編 第5章 1. 1.3 (1) ①	門壁・門扉等	「デジタルサイネージ等はその他の指定する場所に1箇所設置する」とありますが、設置場所は本施設内(余熱体験啓発棟及び隣地設備は含まない)との理解で宜しいでしょうか。	事業計画地内で設計時に決定します。
124	要求水準書	質問	42	第2編 第5章 1. 1.3 (6)	雨水流出抑制施設	「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する…隣地整備の公園敷地内に整備される。」について、当該施設は事業者の所掌範囲外(整備・維持管理を含む全て)であることを確認させて下さい。	公園敷地内の調整池は事業範囲外です。
125	要求水準書	質問	42	第2編 第5章 1. 1.3 (7)	雨水の対応	「原則として隣地境界部に側溝を設けるものとする」とありますが、車両横断部はグレーチング蓋、その他の部分はPC蓋を設けると考えて宜しいでしょうか。上記内容と異なる部分がありましたら、その範囲と仕様をご教示願います。	設計時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
126	要求水準書	質問	42	第2編 第5章 1.3 (3)	造成・整地	「整地を行う際には、整地範囲、レベル設定等について参考図を基に」とあります。 参考図の貸与をお願い致します。	別添Ⅱ-2 造成計画図（参考）を参照してください。
127	要求水準書	質問	42	第2編 第5章 1.3 (5)	防火水槽・消火栓・防火の措置	「消防法及び久喜市開発行為等指導要綱（防火水槽設置基準）等に基づき、所要量の防火水槽・屋外消火栓を適切な位置に設ける。」とありますが、消防水利等の設置に関しては指導によるところが多く、入札前の段階において事業者が予測することは困難です。よって、予め貴市において協議を行い必要な防火水槽・消火栓・防火の措置をご教示下さい。	設計時に提示します。
128	要求水準書	質問	42	第2編 第5章 1.3 (5)	防火水槽・消火栓・防火の措置	非常時対応において、液体燃料を使用する場合、危険物の規制に関する取扱所となる可能性がありますので、施設の消火設備について、所轄消防本部殿への事前確認は可能でしょうか。	消防署との協議は設計時に行うこととし、事前確認は不可とします。
129	要求水準書	質問	43	第2編 第5章 1. 1.4 (1) ①	必要諸室等	新工場棟の必要諸室として設置指示をいただいている「男女別の便所、多目的トイレ」について、安全管理に配慮し、一部のトイレを事業者用と見学者用を兼用させていただくことは可能でしょうか。	事業者の提案を踏まえて設計時に決定します。
130	要求水準書	質問	43	第2編 第5章 1. 1.4 (2)	必要諸室	新工場棟運転職員用として、継続的執務に必要な面積を有する中央制御室及び事務室を設ける。 とのご指示がある一方、 要求水準書 P.45 表-2-3 管理棟諸室一覧には、事業者用の事務室を貴市事務室と隣接しての設置指示があります。 事業者用の事務室を工場棟と管理棟のいずれに設けるかは事業者提案とし、管理棟内に事務室を設ける場合には、貴市と事業者の事務室を隣接させるようにとのご指示と解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
131	要求水準書	質問	43	第2編 第5章 1.4 (1) ①	必要諸室等	「原則、中央制御室に隣接して休憩室を設け、簡単な炊事調度を整える」とありますが、衛生面も配慮し、炊事調度を設けない計画でもよろしいでしょうか。	簡単な炊事調度は必要とします。
132	要求水準書	質問	43	第2編 第5章 1.4 (2)	管理棟	記載のない什器（机、いす、棚、ロッカー、家電類など）は貴市所掌で間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
133	要求水準書	質問	44	第2編 第5章 1. 1.4 (2) 表 2-3	管理諸室一覧	研修室・視聴覚室に設ける可動間仕切に対し、必要な遮音性能をご教示願います。	設計時に提示します。
134	要求水準書	質問	44	第2編 第5章 1.4 (2) 表-2-3	エントランス ホール	自動販売機やテナントの設置等の際し、事業者は賃料を徴収してもよろしいでしょうか。	第3回質問と合わせて回答します。
135	要求水準書	質問	44 45	第2編 第5章 1. 1.4 (2) 表 2-3	管理諸室一覧	「リサイクル品展示スペース」、「リサイクル工房・家具保管庫」とありますが、当該諸室に関連する業務（リサイクル対象品の選別・運搬・修理・展示等）は貴市の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	原則、事業者の業務範囲とします。
136	要求水準書	質問	45	第2編 第5章 1.4 (2) 表-2-3	防災備蓄倉庫	「壁面に棚を設け」とありますが、この棚は p.43 に記載の通り事業者範囲外との理解でよろしいでしょうか。	棚は事業者の所掌範囲です。
137	要求水準書	質問	45	第2編 第5章 1.4 (2) 表-2-3	事務室・受付	事業者用事務室を設ける記載ですが、この事務室は、見学者対応と理解し、管理棟を別棟とした場合、工場棟に事業者用事務室を設ける計画としてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
138	要求水準書	質問	45	第2編 第5章 1.4 (2) 表-2-3	事務室・受付	市の事務室を設ける記載ですが、貴市事務所の開庁時間は月曜日～金曜日の8時30分から17時15分までとの理解でよろしいでしょうか。管理棟の運営時間および運営事業者の執務時間も同じく設定するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
139	要求水準書	質問	45	第2編 第5章 1.4 (2) 表-2-3	リサイクル工 房・家具保管庫	リサイクル工房及び販売等の運営は事業者範囲という理解でよろしいでしょうか。また、販売による収入は事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	運営は事業者範囲とし、収入は市の範囲とします。
140	要求水準書	質問	45	第2編 第5章 1. 1.4 (2) 表 2-3	管理諸室一覧	管理諸室のうち、久喜市様用事務室の必要面積を御指示願います。	設計時に提示しますが、規模は要求水準書 P12 表-1-5を参考にしてください。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
141	要求水準書	質問	46	第2編 第5章 1. 1.4 (3)	ストックヤード棟	ストックヤード棟の仕様として 15m×20m 程度×1 か所の約 300m ² のストックヤードとありますが、作業スペースや備品庫、車路なども含めて 300m ² を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
142	要求水準書	質問	46	第2編 第5章 1. 1.4 (3)	ストックヤード棟	ストックヤードの仕様としては、既設同様にスラブ打設及び 1.5m 程度の腰壁を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者からの提案を踏まえて設計時に決定します。
143	要求水準書	質問	46	第2編 第5章 2. 2.3 (3)	躯体構造	「本事業で想定される大地震時における建物躯体の床応答加速度を算出し、・・・非構造部材及び設備機器等の耐震性についても反映すること」とありますが、「プラント機器の支持方法等ならびに非構造部材及び設備機器等の耐震設計は、一般財団法人 日本建築センター発行 建築設備耐震設計・施工指針の水平震度法」に準拠することで対応可能と理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
144	要求水準書	質問	46	第2編 第5章 2.3 (3)	躯体構造	「本事業で想定される大地震時における建物躯体の床応答加速度を算出し、プラント機器の支持方法等のプラント設備設計に反映すること。」とありますが、事業者側で想定する地震波にて建築物の時刻歴応答解析を実施し、その解析結果をプラント設備の基礎ボルト設計に反映するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
145	要求水準書	質問	46	第2編 第5章 1.4 (3)	ストックヤード棟	ストックヤード棟に設ける備品庫は、ストックヤード棟の面積約 300m ² に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
146	要求水準書	質問	48	第2編 第5章 2. 2.4 (6)	余熱体験啓発棟との接続	渡り歩廊の接続部分の記載がありますが、管理棟の接続部（エキスパンション含まず）との理解で宜しいでしょうか。なお、渡り廊下の詳細（設置レベル等）については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
147	要求水準書	質問	48	第2編 第5章 2. 2.4 (7)	その他	屋外階段は鉄筋コンクリート製を原則とするとあります。通常は鉄骨造でも宜しい個所と思われませんが、その理由をご教示願います。仮に浸水時の対策ならば、2FL まで鉄筋コンクリート造、2FL 以上は鉄骨造という考え方もあります。	原則ですので詳細は設計時に決定します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
148	要求水準書	質問	48	第2編 第5章 2.4 (7)	一般構造 その他	「見学者が利用するメイン通路幅は2.5m以上とし」とありますが、p.44の表-2-3 管理棟諸室一覧の廊下は、1.8m以上とあります。 見学者廊下は、1.8m以上とすることでよろしいでしょうか。	見学者が利用するメイン廊下幅は 2.5m 以上としてください。
149	要求水準書	質問	50	第2編 第5章 3. 3.1 (8)	通信・電話設備	「施設整備企業は、建物内の通信設備設置に係る配管等の整備を行い・・・・・・庁内通信設備に係る工事については、設計段階において市と協議すること。」とありますが、事業者の所掌である電気配管の整備へのご指示との解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
150	要求水準書	質問	50	第2編 第5章 3. 3.1 (8)	通信・電話設備	貴市で使用される電話回線及びインターネット回線数を提示ください。	設計時に別途協議します。
151	要求水準書	質問	51	第2編 第5章 3. 3.2 (5)	ガス設備	「中圧管 B150 mm」とありますが、P.6には「中圧管 B100 mm」とあります。 どちらが正かご教示願います。	150mm が正です。
152	要求水準書	質問	52	第2編 第5章 3. 3.2 (7)	空調設備	高温放散機器を設置する室は、夏季の室内外温度差 Δt 12℃以下（各階とも）として換気量を計算する。 とのご指示はある一方、 要求水準書 P.28 では各室毎の温度条件が、性能保証条件について細分化されてご指示されています。P.28 の条件を正として、換気設備の設計を行うものとの解釈でよろしいでしょうか。	p.28 は炉室等、それ以外の居室は p.52 の条件とします。
153	要求水準書	質問	52	第2編 第5章 3 3.2 (9)	電力及び余熱の供給設備	余熱体験啓発棟及び隣地整備の公園へ電力及び余熱を供給について、敷地境界線付近の設ける接続枠での取り合いのご指示を頂いています。 ①接続枠での電力取合は電線管設置についてのご指示であり、電線の取合については、工場棟内の電気室の端子台との解釈でよろしいでしょうか。 ②余熱体験啓発棟との熱供給配管の取合については、渡り廊下での取合等、詳細は実施設計時の協議頂けるものとの解釈でよろしいでしょうか。	①余熱体験啓発棟内の端子台としますが、詳細は設計時に決定します。 ②設計時に別途協議します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
154	要求水準書	質問	51	第2編 第5章 3.2 (6)	消火設備	「水源はプラント用受水槽とは別に設ける」とありますが、同一水槽の取水レベル（消火用・プラント用）を変えることにより、消火水槽とプラント受水槽を別々の水槽とみなすことは可能でしょうか	消火設備の水源は同一水槽ではなくプラント用受水槽とは別に設けることとします。
155	要求水準書	質問	52	第2編 第5章 3.2 (8)	換気設備	「高温放散機器を設置する室は、夏季の室内外気温度差 $\Delta t = 12^\circ\text{C}$ 以下」とありますが、P.28には炉室内温度の指定があります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	換気量は $\Delta t = 12^\circ\text{C}$ 以下として計算してください。
156	要求水準書	質問	53	第2編 第6章 1. 1.1 (10)	排水処理設備	「生物処理、凝集沈殿、ろ過、吸着方式等」とありますが、排水基準を十分に満足できる場合は事業者にて形式（膜処理等）を提案させていただいて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
157	要求水準書	質問	53	第2編 第6章 1. 1.2 (1)	設備概要	「原則として、受入れ・供給設備、燃焼設備、ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し・スラグ搬出設備等については、1系列に1基以上を設置するものとする」とありますが、余熱利用設備は共通設備と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
158	要求水準書	質問	53	第2編 第6章 1. 1.2 (1)	設備概要	「・・・灰出し・スラグ搬出設備等については、1系列に1基以上を設置するものとする」とありますが、⑦飛灰貯留槽、⑧飛灰処理装置、⑤灰、スラグピット、⑥灰・スラグクレーン、⑦金属類貯留設備は対象外と考えてよろしいでしょうか。	貯留・搬出設備は共通とすることも可とします。
159	要求水準書	質問	54	第2編 第6章 1. 1.2 (2) ①	ごみ計量機	「計量機とは別に、少量ごみ受入用の小秤（最小目盛 10kg 未満）を用意...設置するスペースを確保すること」について以下の事項をご教示願います。 ①少量ごみ受入用の小秤はどのような時に使用することを想定されているのでしょうか。 ②小秤で計量した少量ごみの重量記録方法については事業者提案との理解で宜しいでしょうか（手入力、自動入力等）。 ③小秤の設置スペースの場所についてはプラントホーム内に設けることで宜しいでしょうか。	①持込みごみの計量を想定しています。 ②事業者提案で問題ありません。 ③ご認識のとおりです。
160	要求水準書	質問	54	第2編 第6章 1.2 (1) ①	ごみ計量機	「キャッシュレス決済の導入も検討すること。」とありますが、決済方法にご希望があれば提示願います。（クレジットカード、交通系 IC カード、など）	決済方法については設計時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
161	要求水準書	質問	54	第2編 第6章 1.2(1) ①	ごみ計量機	「キャッシュレス決済の導入も検討すること。」とありますが、手数料により貴市の減収となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
162	要求水準書	質問	54	第2編 第6章 1.2(1) ①	ごみ計量機	「計量機の横に1台分の停車スペースを設けること。」とありますが、計量機を通過せず、工場棟回りへの進入可能な車路を設けることと理解してよろしいでしょうか。	車両通行を妨げない位置に一時的に停車できるスペースを確保してください。
163	要求水準書	質問	55	第2編 第6章 1.2(2) ④	投入扉およびダンプボックス	ダンピングボックスの形状について、「市と協議の上決定」とありますが、想定される運用（搬入物のチェック対象等）やサイズあれば教示下さい。	運用条件等については設計時に提示します。
163	要求水準書	質問	55	第2編 第6章 1.2(2) ⑤	前処理装置（大型燃やせるごみ 破砕装置）	装置能力選定のために、以下をご教示ください。 ・年間、日処理量 ・処理対象物の大きさ	ごみ量・質条件については設計時に提示します。
164	要求水準書 提出書類の 様式集	質問	56 5	第2編 第6章 1.2(2) ⑥ 様式14 <I-10>	ごみピット プラント設備 主要仕様 ⑥燃やせるごみ ピット	「基準ごみの見かけ比重 0.2 にて算出すること」とありますが、様式14<I-10>プラント設備主要仕様には「3) (2) ごみピット容量算定単位体積重量 0.18t/m ³ 」とあります。要求水準書が正しいものとの理解でよろしいでしょうか。その場合、様式14<I-10>は図書提出時に修正してよろしいでしょうか。	要求水準書の数値を正として修正してください。
165	要求水準書	質問	57	第2編 第6章 1. 1.2(2) ⑩	ごみクレーン	クレーン駆動制御においては、インバータに加えマトリクスコンバータ等新技术も含めて検討すること。 とのご指示について、電源回生を行う対象については、事業者提案との解釈でよろしいでしょうか。	事業者提案で問題ありません。
166	要求水準書	質問	57	第2編 第6章 1. 1.2(2) ⑩	ごみクレーン	「クレーン操作室は、ごみピット内部及び投入ホップが見やすい位置とする。また、ピット内部及びクレーンの運転状況は中央制御室においても監視できるものとする。」とありますが、クレーン操作室と中央制御室を兼用して配置してもよろしいでしょうか。	事業者の提案を踏まえて設計時に決定します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
167	要求水準書	質問	57	第2編 第6章 1. 1.2 (2) ⑫	ごみ投入ホッパ・シュート	炉毎に、医療廃棄物、感染性廃棄物、動物死体を直接投入できる設備を設置すること。また、ウィンチなど搬送設備を設置すること。 とのご指示について、想定される受入量並びに受入形態について、ご教示願います。	事業者の提案を踏まえて設計時に提示します。
168	要求水準書	質問	57	第2編 第6章 1.2 (1) ⑪	ごみクレーン	ごみクレーン操作室は、中央制御室の一部を利用する計画でもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
169	要求水準書	質問	57	第2編 第6章 1.2 (1) ⑪	ごみクレーン	「クレーン操作室は、ごみピット内部及び投入ホッパが見やすい位置」とありますが、ホッパは、ITV 画像ではなく、目視にて見易い位置にすると理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。なお、ホッパは、モニタを含めたレベル監視が可能なものとします。
170	要求水準書	質問	57	第2編 第6章 1.2 (1) ⑫	ごみ投入ホッパ・シュート	医療廃棄物・感染性廃棄物・動物死体とは、特別管理一般廃棄物（※）に該当するものとの理解でよろしいでしょうか。 （※医療機関で発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物で、紙くず・厨芥・繊維くず、実験動物の死体等）	ご認識のとおりで問題ありません。
171	要求水準書	質問	57	第2編 第6章 1.2 (1) ⑫	ごみ投入ホッパ・シュート	特別管理一般廃棄物の医療廃棄物・感染性廃棄物・動物死体は、梱包状態で受け入れ、梱包状態で処分する方針が定められております。炉毎に医療廃棄物等直接投入できる設備とありますが、梱包状態での投入を考慮し、作業員による投入での計画をしてもよろしいでしょうか。 不可の場合、対象物の最大寸法をご教示下さい。また、計画されている受入量があればご教示願います。	ご認識のとおりで問題ありません。
172	要求水準書	質問	60 61	第2編 第6章 1. 1.2 (5) ②、 ④、⑤	・有害ガス除去装置 ・ダイオキシン類除去装置 ・水銀除去装置	②・④・⑤の薬剤供給ラインは、兼用して1炉あたり1ラインとしてもよろしいでしょうか。	事業者の提案を踏まえて設計時に決定します。
173	要求水準書	質問	61	第2編 第6章 1.2 (6)	余熱利用設備	白煙が見えないようにとありますが、外気条件をご教示ください。	特に設定していませんので、任意の条件を設定してください。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
174	要求水準書	質問	63	第2編 第6章 1.2 (7) ⑥	臭突	臭突はごみピット脱臭装置のものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
175	要求水準書	質問	63	第2編 第6章 1.2 (7) ⑥	臭突	臭突はごみピット脱臭装置のものとの理解でよろしいでしょうか。 また、煙突のように、排出口の高さにご要求はないものとの理解でよろしいでしょうか。	臭突はごみピット脱臭装置を対象とし、排出口高さは事業者提案とします。
176	要求水準書	質問	63	第2編 第6章 1. 1.2 (7) ⑥	臭突	焼却炉全炉停止時はごみピット脱臭装置で十分に脱臭を行い、臭突からの排出による拡散・希釈を行わずとも悪臭基準を守り施設周辺への臭気の拡散を防止します。また、隣接公園との調和を図るため煙突のような圧迫感を感じやすい構造物は極力コンパクトにすることを推奨しますので、臭突の設置は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	臭突の配置は、煙突の配置計画と同様、事業者提案で問題ありません。
177	要求水準書	質問	63	第2編 第6章 1. 1.2 (8) ①	金属類貯留設備	「主灰の中に含まれる鉄類等非磁性物を含めた鉄等の金属類の除去率、重量比（乾ベース）で純度95%以上を常時確保できる運用とすること。」 とありますが、 ①灰中に含まれる金属類を5%以下にて管理するために、必要な選別設備と運用を事業者が提案するものと解釈してよろしいでしょうか。 ②要求水準書のP.65の鉄、アルミ貯留のご指示は事業者が提案した灰の選別設備に従い、必要な貯留設備を設置するものとの解釈でよろしいでしょうか。	①事業者提案で問題ありません。 ②事業者提案で問題ありません。
178	要求水準書	質問	63 13	第2編 第6章 1.2 (8) ① 第1編 第3章 8.2	主灰・スラグ搬出装置 残渣等排出基準 (表-1-8)	主灰中に含まれる非磁性物を含めた鉄等の金属類の除去と記載ありますが、これは灰の資源化のため篩（ふるい）等による選別を行うことを示し、P13の排出基準であるサイズである概ね100mm以上ものとの理解でよろしいでしょうか。 また、純度95%の対象は、金属類除去後の主灰の純度とし、こちらも資源化のための条件という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
179	要求水準書	質問	65	第2編 第6章 2.1 (1)	リサイクル施設 公称能力	公称能力11/5hの燃やせないごみと粗大ごみの重量内訳をご教示下さい。	燃やせないごみ1,865t/年、粗大ごみ609t/年です。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
180	要求水準書	質問	66	第2編 第6章 2. 2.2 (1)	設備概要	「資源回収を図ることを目的とし、粗大ごみ（スプリングベッド、自転車含む）、…有害ごみ（ライター、スプレー缶、蛍光灯等、乾電池）を適切かつ経済的に処理する。」とありますが、適正な搬入管理体制を計画するために現在の3施設における上記品目別の搬入実績をご教示願います（特にスプリングベッド、自転車の前処理（スプリング除去作業等）は搬入量によって作業時間が大きく左右されることより、搬入実績に基づく計画を検討したいと考えております。）。	参考資料を提示します。
181	要求水準書	質問	66	第2編 第6章 2. 2.2 (2) ②	燃やせないごみ・粗大ごみヤード	有効貯留容量は、施設規模の7日分以上を確保するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
182	要求水準書	質問	68	第2編 第6章 2. 2.2 (9)	防爆・消火設備	「可動式モニタ」とありますが、可動式カメラの画像をモニタにて監視するものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
183	要求水準書	質問	66	第2編 第6章 2. 2.2 (1)	設備概要	「粗大ごみは再生可能品を・・・木質系は選別回収できる設備・・・エネルギー回収施設ごみピットに搬送する。」とありますが、木質系を選別回収する設備が必要でしょうか。	剪定枝の資源化が可能な方法・設備を提案することも可能です。
184	要求水準書	質問	66	第2編 第6章 2.2 (1)	リサイクル施設 設備概要	リサイクル施設からの可燃物残さはコンベヤにてエネルギー回収施設のごみピットへ搬送することになっていますが、ごみピットへの搬入量を正確に把握することを目的に、場内を車両にて輸送する計画でもよろしいでしょうか。	原則、可燃物残さはコンベヤでごみピットへ搬送することとしますが、車両による輸送など、事業者提案を踏まえて設計時に決定します。
185	要求水準書	質問	68	第2編 第6章 2.2 (7)	貯留・搬出設備	有害ごみの選別及び保管場所の面積を算定するため、品目別の搬入量（日量）をご教示下さい。	品目別の搬入量（日量）については設計時に提示します。
186	要求水準書	質問	68	第2編 第6章 2.2 (9)	防爆・消火設備	「中央制御室は、可動式モニタなどで、リサイクル施設を監視できるものとする。」とありますが、旋回・ズームが可能なカメラをリサイクル施設に設置してその映像を中央制御室で監視できるものとする解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
187	要求水準書	質問	72	第2編 第6章 3. 3.5	計装設備	制御システムは、分散型制御システムと同等の機能を有する PLC 計装システムを採用してもよろしいでしょうか。	事業者提案で問題ありません。
188	要求水準書	質問	73	第2編 第6章 3. 3.5	計装設備	「排ガスは常時測定を行うものとし、ばいじん、塩化水素、酸素、硫黄酸化物、窒素酸化物、水銀、一酸化炭素、二酸化炭素、燃焼炉内温度の他に・・・」とありますが、二酸化炭素は不要と考えてよろしいでしょうか。	カーボンニュートラルの啓発施設の観点から二酸化炭素も必要とします。
189	要求水準書	質問	73	第2編 第6章 3.5	計装設備	「排ガスデータ及び発電状況表示装置を本事業計画地境界付近及び見学者通路、その他市の指定する場所の計3箇所に設置する」とありますが、その他指定する場所をご教示下さい。	設置位置については設計時に決定します。
190	要求水準書	質問	73	第2編 第6章 3.5	計装設備	「排ガスデータ(1時間平均値)及び発電状況表示装置を本事業計画地境界付近及び見学者通路、その他市の指定する場所の計3箇所に設置」とありますが、その他の場所としては本事業計画地内で計画して宜しいでしょうか。また、計画地外の場合、取合点と所掌範囲をご教示ください。	事業計画地内で計画してください。
191	要求水準書	質問	76	第2編 第7章 1. 1.1 (1) ④	移設、切り直し	電気、給水、排水等について、別添 I-3-1～別添 I-3-4 の竣工図に記載されていない残置物が確認された場合の撤去、及び、記載されていない埋設配管等の切り直しが必要となった場合は別途精算対象と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
192	要求水準書	質問	78	第2編 第7章 2. 2.2 (3) 表 2-8	石綿(アスベスト)分析結果	表に記載のあるアスベスト含有建材以外の建材において事前調査を実施した際の新規調査においてアスベストが確認された場合、除去費用は別途精算と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
193	要求水準書	質問	78	第7章 第2節 2.1	計画条件	「①焼却施設には既製コンクリート杭Φ350、L=11.5m、本数25本、Φ400、L=11.5m、本数27本他がある。」と記載されていますが、他とは予期しないものと考えて協議いただけるものとしてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
194	要求水準書	質問	83	第2編 第7章 2. 2.4	PCB 混入機器類の調査及び撤去・保管	PCB 混入機器類の調査費用は見込みますが、PCB の含有が見つかった場合、処理費用は別途精算と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
195	要求水準書	質問	83	第2編 第7章 2.3	アスベスト除去対策工事	法律の改正で、発注者からのアスベスト調査結果と相違があった場合などにおいて、請負者が適切に処置を施さないことが問題となり、特定粉じん排出等作業の届出者は平成26年に工事の施工者から工事の発注者に変更となりました。 この法律改正の趣旨はアスベストの調査結果に対しては発注者が責任を負うこととあります。 上記により、事業者にて行う事前調査結果においてアスベストが発見された場合は、別途協議をお願い致します。	別途協議することとします。
196	要求水準書	質問	86	第2編 第7章 3.	現施設の資材置き場等の移設	市が別途実施する市道菖蒲 1525 号線付け替え道路整備工事に先だち、現施設の資材置き場、ストックヤード（2 か所）、洗車場、駐車場を現施設の敷地内の空地に移設すること。 とのご指示に関して ①工事中に使用する仮設ストックヤードについては、現況のストックヤード及び資材置き場と同面積（合計 300m ² 程度）の敷き鉄板を設置した空地を確保するものとしてよろしいでしょうか。 ②工事中に使用する仮設洗車場については、仮設舗装と排水溝と高圧洗浄機を見込むものとしてよろしいでしょうか。 ③付け替え道路はご提示頂いた移設対象以外（例：粗大ごみ処理施設建屋）には影響を与えない箇所に整備されるものとの解釈でよろしいでしょうか。	①現施設と同等の規模を確保することとします。 ②ご認識のとおりで問題ありません。 ③ご認識のとおりです。
197	要求水準書	質問	94	第4編 第1章 1.3	周辺施設の現況調査等	工事着手前に実施すべき現況調査範囲をご教示下さい。	現況調査範囲については設計時に決定します。
198	要求水準書	質問	99	第4編 第2章 4	施工前の許認可	施工に必要な許認可を施設整備企業の責任と負担において取得するとありますが、設置者が届け出るものについては、施設整備企業に責任はないとの理解でよろしいでしょうか。	施工に必要な許認可は施設整備企業（施工者）の責任と負担で取得してください。
199	要求水準書	質問	102	第4編 第2章 10 (2)	仮設	余熱体験啓発棟工事着工までの期間については同敷地を仮置き場として使用できると理解してもよろしいでしょうか。	原則、余熱体験啓発棟敷地は仮置き場として使用できません。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
200	要求水準書	質問	102	第4編 第2章 10(2)	仮設	余熱体験啓発棟工事期間によっては事業用地内での仮置き場の確保が難しいと考えます。隣地整備の公園整備工事用地を仮置き場として利用させていただけないでしょうか。	原則、隣地整備の公園用地は仮置き場として使用できません。
201	要求水準書	質問	102	第4編 第2章 9.3	電気・BT主任	電気・BT主任は、特高整備後は常駐とあります。特高整備後とは需要設備の使用前自主検査開始時との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
202	要求水準書	質問	103	第4編 第2章 10(8)	仮設	周辺住民に周知するための掲示板の設置個所数をご教示ください。	設計時に提示します。
203	要求水準書	質問	103	第4編 第2章 12.	地中障害物	「予期しない地中障害物が発見された場合には、施設整備企業は市と協議を行うものとする。」とありますが、協議結果により費用清算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
204	要求水準書	質問	106	第4編 第2章 21.	完成図書のCADデータ形式	CADデータ形式は、AutoCAD DWG形式、JWW形式またはDXF形式のいずれかとPDF形式を提出することでよろしいでしょうか。 また、完成図書にCADデータのご要求がありますが、ノウハウを含む図面のデータ提出はご容赦願います。	ご認識のとおりで問題ありません。 CADデータでの提出図面の範囲は設計時に決定します。
205	要求水準書	質問	108	第4編 第2章 21.5 (12) (13)	・説明用パンフレット ・説明用リーフレット	説明用パンフレット及び説明用リーフレットについては、工事着手前・指定部分の完成時・施設整備業務完了時に作成することとありますが、運営期間中に不足した分の当該資料の追加作成（費用含む）は貴市の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
206	要求水準書	質問	108	第4編 第2章 21.5 (12) (13) (14)	・説明用パンフレット ・説明用リーフレット ・説明用DVD	指定部分の完成時とは、エネルギー回収施設等を引き渡す2027年3月との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
207	要求水準書	意見	112	第5編 第1章 1. 1.2(4)	周辺住民等との協働等	「見学者対応（市の補助業務、資料等作成含む）」とありますが、小学校や行政視察等の団体見学者の受付・日程調整等については貴市にてご対応頂きますようお願い致します。 本書P.126「第5編 第3章 5. 5.1 見学者対応」も同様の解釈とさせていただきたくよろしくお願いいたします。	原則、事業者の対応とします。ただし、市が同行する行政視察等は、市が対応します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
208	要求水準書	質問	112	第5編 第1章 1.2 (4)	周辺住民等との 協働等	周辺住民との協働等について、具体的な作業範囲・量をご教示ください。	周辺住民等との協働等の具体的な内容は事業者の提案とします。
209	要求水準書	質問	113	第5編 第1章 5.4	施設運営前の 許認可	「また、運営事業者は、現施設及び隣接整備の公園の緑地を改変する場合において、」とありますが、施設運営前に運営事業者が緑地を改変することがあるとは思いますが、貴市にて想定しているケースがありましたらご教示下さい。	想定しているケースは特にありませんが、留意事項として記載しています。
210	要求水準書	質問	114	第5編 第1章 5. 5.8	(仮称)久喜市 新ごみ処理施設 を施設運営する ための人員等の 選任及び配置	本書に記載されている有資格者については、参考であり、「実施方針等に関する質問書・意見書への回答 No.151、152」において、貴市よりご回答頂いているとおり、法令等を遵守する範囲内で施設運営に必要な有資格者を配置すればよいことを再確認させてください。	ご認識のとおりで問題ありません。
211	要求水準書	質問	115	第5編 第1章 5.9 (3)	施設運営時の ユーティリティ	通信・電話・テレビの使用料が運営事業者の負担となっていますが、貴市専用回線を準備しますので、貴市利用の通信・電話使用料は貴市の負担としていただけないでしょうか。	市の通信・電話使用料は市の負担とします。
212	要求水準書	質問	115	第5編 第1章 5. 5.9 (2)	通信・電話・テレ ビ	「通信・電話・テレビの使用料については、運営事業者の負担とする。」とありますが、管理棟事務所内の貴市職員使用分の通信・電話・テレビ使用料（NHK受信料含む）は貴市にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	市の通信・電話使用料は市の負担とします。
213	要求水準書	質問	116	第5編 第1章 6. 6.4 表 5-1	排ガス中の物質 濃度	水銀・ダイオキシン類の判定方法について、「…追加測定を実施する。この2回の…」とありますが、これはダイオキシン類にのみ該当するものであり、水銀については大気汚染防止法の判定方法の通り「排出基準を上回る濃度が検出された場合、水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに3回以上の再測定を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する」と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
214	要求水準書	質問	116	第5編 第1章 6. 6.1	施設の停止基準	二酸化炭素を自主的な施設停止のための管理対象としてご指示を頂いていますが、二酸化炭素に排ガス排出基準は設定されていないため、自主停止の管理対象からは、除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
215	要求水準書	質問	116	第5編 第1章 6. 6.1	要監視基準値の設定	要監視基準値の設定対象として「停止基準値を有する項目」とのご指示を頂いています。 この内、水銀については、発生濃度の変動が特に急激であり、上乘せ基準としての要監視基準による停止基準の管理は適さないと考えます。要監視基準は設けず、他の管理方法を提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
216	要求水準書	質問	116	第5編 第1章 6. 6.1	要監視基準値の設定	要監視基準値の設定対象として「停止基準値を有する項目」とのご指示を頂いています。 この内、ダイオキシン類については、手分析によるバッチ測定での対応であり、要監視基準値を用いた排出濃度の管理が難しいため、他の管理方法をご提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	事業者提案で問題ありません。
217	要求水準書	質問	118	第5編 第2章 2. 2.1 (1)	搬入時間	以下の事項についてご教示願います。 ①「毎月末に実施する委託業者及び許可業者を対象とした料金の請求書作成等の事務も行うこと。」とありますが、運営事業者の業務範囲は請求書作成までということを確認させて下さい（後納請求対象者に対する後納請求及び收受業務について、債権回収不能リスクが生じる可能性があることより、当該業務については貴市にてご対応頂きますようお願い致します。）。 ②請求書作成について、適正な管理体制を検討するために現状の実績（月当たりの枚数・作業人員・所要時間・作成期限等）をご教示願います。 ③請求書の発送業務については貴市の所掌範囲と理解して宜しいでしょうか（送料は請求対象数により変動しますが、当該対象数は事業者裁量でコントロールできないため。）。 本書 P.119「第5編 第2章 2. 2.1 (4) 処理手数料徴収」も同様の解釈で宜しいでしょうか。	①請求書発送まで事業者の業務範囲とします。 ②設計時に提示します。 ③事業者の業務範囲となります。処理手数料徴収方法の詳細については設計時に決定します。
218	要求水準書	質問	118	第5編 第2章 2.1 (1)	搬入時間	第3日曜の搬入がありますが、それ以外の日曜日は臨時であっても搬入がないものとの理解でよろしいでしょうか。臨時で日曜日の搬入がある場合、予想回数などをご教示下さい。	原則、搬入はありませんが、市の事業に伴い、搬入等をする場合があります。また、災害時等特別な事情がある場合はこの限りではありません。
219	要求水準書	質問	118	第5編 第2章 2.1 (1)	搬入時間	年末年始は搬入がありませんが、その期間は、12月30日～1月3日との理解でよろしいでしょうか。	12月31日まで搬入があります。1月1日から同月3日のみ休止となります。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
220	要求水準書	質問	118	第5編 第2章 2. 2.1 (2)	プラットフォーム内の業務	災害廃棄物の受け入れ業務について、災害廃棄物は施設外の仮置場にて貴市の指定される廃棄物の種類毎に分別された後、本施設へ搬入されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
221	要求水準書	質問	118	第5編 第2章 2. 2.1 (2)	プラットフォーム内の業務	「市内から収集された、有害ごみ（ライター、スプレー缶、蛍光管…の受入れ・選別・保管作業）」とありますが、スプレー缶の穴あけ作業は事業者の業務範囲に含まれないという理解で宜しいでしょうか（久喜宮代衛生組合 HP「有害ごみの分別」にスプレー缶は穴を開けずに出す旨の記載があることより、運営事業者又は搬出・処理業者（貴市所掌範囲）どちらの業務範囲となるのか確認させて下さい。）。	事業者の業務範囲とします。
222	要求水準書	質問	119	第5編 第2章 2. 2.1 (4)	処理手数料徴収	市に代わり市が定める処理手数料を徴収し、市が定める方法で市へ引き渡すこととの記載がありますが、引き渡しにおいて振込手数料を要する場合には、貴市にてご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	原則、納入通知書にて入金するものとします。 振込手数料は発生しません。
223	要求水準書	質問	119	第5編 第2章 2. 2.1 (6)	搬入検査	「市が立会いのもと、運営事業者は許可業者の搬入検査（週1回程度）を実施する。」について、以下の事項をご教示願います。 ①「週1回程度」とありますが、搬入検査はエネルギー回収施設、リサイクル施設の各々週1回程度を想定されているのでしょうか（それともエネルギー回収施設のみを想定されているのでしょうか。）。 ②貴市が想定されている週1回あたりの検査車両台数（最大検査車両台数）をご教示願います。	①各々週1回程度を想定しています。 ②台数等の詳細は設計時に決定します。
224	要求水準書	質問	120	第5編 第2章 2. 2.5 (2)	飛灰処理物等処理	「飛灰の搬入先である残さ資源化施設が…薬剤により適切に処理した後、灰・スラグピットに搬出すること。」とありますが、「薬剤による適切な処理」とは本書 P.14「第1編第3章 8. 8.2 (2) 表-1-9 有害物質溶出基準」を満たせばよいと理解して宜しいでしょうか（事業期間中の最終処分先の受入れ基準の変更リスクを事業者で負うことは困難であるため。）。	ご認識のとおりです。
225	要求水準書	質問	124	第5編 第2章 5. 表 5-3	【参考：（仮称）久喜市新ごみ処理施設の運営に係る計測管理項目】	「区分：ごみ処理 残さ 計測地点：残さ貯留設備」について、環境管理項目・頻度は資源化施設の受入れ条件等で要求されているのでしょうか。 もし要求等がない場合、事業費縮減の観点より、項目・頻度の見直しをご検討頂くことは可能でしょうか。	詳細は設計時に決定します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
226	要求水準書	質問	124	第5編 第2章 5.	表-5-3	「区分：ごみ処理 残さ」とありますが、「残さ」とは本書P.13「8.2 残さ等溶出基準」の「焼却残さ」と同義でかつ、主灰及び飛灰を指すと理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
227	要求水準書	質問	124	第5編 第2章 5.	表-5-3	排水水質区分の項目に「公共下水道への排除の水質基準」について、現施設（菖蒲清掃センター）で実施している分析項目・頻度をご教示願います。	現施設は公共下水道に接続していません。
228	要求水準書	質問	124	第5編 第2章 5.	運転管理時の計測管理（表-5-3）	ごみ処理/残渣の計測管理項目が正の保証項目以上です。性能保証項目以外は参考測定との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
229	要求水準書	意見	125	第5編 第3章 1. 1.2	維持管理計画の適正な履行	「運営事業者は、事業期間終了後も継続して15年間にわたり使用することに支障なく維持管理できるように...。」については、事業期間終了後も適正な運転・維持管理が継続されることが前提であることを確認させて下さい。	ご認識のとおりです。
230	要求水準書	質問	129	第5編 第3章 6.5	大雪時の対応	大雪時の対策を検討するため、降雪量、積雪量などの条件を提示願います。	建設場所周辺の気象観測所等のデータを確認してください。
231	要求水準書	質問	126	第5編 第3章 5 5.1	見学者対応	行政視察等、公共団体からの見学及び視察対応（申し込み受付対応含む）については貴市で行って頂き、事業者は必要な補助を行うものと考えてよろしいでしょうか。	原則、事業者の対応とします。ただし、市が同行する行政視察等は、市が対応します。
232	要求水準書	質問	134	第5編 第4章 4. (4)	事業期間終了後の取り扱い	「…指導内容は運営事業者に対する内容と同様とし、その費用は運営事業者が負担する」とありますが、新たな運営事業者の人件費等については、事業者の所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
233	要求水準書	質問	別添 I-1		現況配置図	当該図面に記載の工事事務所（ユーティリティ含む）は、解体工事前に撤去されているものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、定期修繕等のための現場事務所スペースですので、既存施設稼働期間中は同等のスペースを確保することとします。
234	要求水準書	質問	別添 I-2		ボーリング調査結果	計画地敷地内で実施した地盤調査報告書及びボーリングデータを提示願います。 データがない場合は提示いただいているデータが一樣に広がっていると事とし、計画を進め、実際の地盤との差異があった場合は清算をお願い致します。	計画地内の地盤調査結果はありませんので、必要に応じて事業者で実施することとします。
235	要求水準書	質問	別添 I-3		現施設の関連図面	現施設の解体計画のため、現施設の煙突、オイルタンク、駐車場の図面を提供願います。	別添I-3 現施設の関連図面を参照してください。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
236	要求水準書	質問	別添 I-4		電話	電話の引き込み位置につき、別添 I-4_インフラ整備状況・計画に記載がないため、引き込み位置をご提示願います。	設計時に別途協議します。
237	要求水準書	質問	別添 I-6		工業用水等関連資料	給水の 24 時間均等受水が原則とありますが、施設の使用状況により必要水量が異なります。ON-OFF はせず調節弁の設置などにより給水量制御をしてもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
238	要求水準書	質問	別添 I-6		工業用水等関連資料	工業用水を使用する場合の、基本料金及び従量料金の単価等、費用算出に必要な条件をご教示下さい。	別添 I-6 工業用水道関連資料(料金体系について)を参照してください。
239	要求水準書	質問	別添 I-7		巻末資料	巻末資料を提示願います。	巻末資料を提供します。
240	要求水準書	質問	別添 II-1			内装仕上げ表には(参考)とありますが、原則記載通りにする必要が有ると考えて宜しいですか。	ご認識のとおりです。
241	要求水準書	質問	別添 II-2		造成計画図 (参考)	事業計画地南側の迂回道路の施工時期をご教示ください。	令和 4 年 7 月頃の予定です。
242	要求水準書	質問	別添 II-2		造成計画図 (参考)	事業計画地内のガス中圧管敷設工事の施工時期をご教示ください。	令和 5 年度の予定です。
243	要求水準書	質問	別添 I-4		インフラ整備 状況・計画	特別高圧電線の施工時期が「※計画」となっておりますが、施工時期をご教示ください。	令和 5～7 年度頃の予定です。
244	要求水準書	依頼	別添 II-2		造成計画図 (参考)	余熱体験啓発棟予定敷地(約 7000 m ²)と本事業の予定敷地の境界をご教示下さい。	設計時に提示します。
245	要求水準書	質問	別添 II-2		造成計画図 (参考)	余熱体験啓発棟予定敷地も「事業範囲」の範囲に入っていますが、余熱体験啓発棟予定敷地部分は外構工事を含む一切の工事が本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
246	要求水準書	質問	別添 II-3,4		余熱体験啓発棟 の余熱利用計画・隣地整備の 公園計画	余熱体験啓発棟の営業時間は貴市菖蒲温水プールと同じ 9:00～21:00 であるとの理解でよろしいでしょうか。	設計時に別途協議します。
247	要求水準書	質問	別添 II-3,4		余熱体験啓発棟 の余熱利用計画・隣地整備の 公園計画	LED 照明付き周回コースの点灯時間についてご教示下さい。	設計時に別途協議します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	施設整備請負契約書（案）	質問	2	第1章 第5条 3.2（4）	秘密の保持等	「本事業に投融資を行う金融機関等に対して」という記載がありますが、本件は、プロジェクト・ファイナンス等によって銀行からの融資を原資として行われる案件であるということでしょうか。	本事業において事業者が銀行からの融資を受けるかどうかは、事業者の判断により決定してください。
2	施設整備請負契約書（案）	依頼	7	第2章 第16条 2（3）	著作物の利用等	「…又は市の委任した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。」とありますが、著作物の利用については事前に受注者の承諾を要する形で対応をお願い致します。	事前に受注者に確認します。
3	施設整備請負契約書（案）	依頼	8	第2章 第21条 2	・施工の契約不適合責任 ・契約不適合責任	「契約不適合責任期間は、引き渡しを受けた日から要求水準書で規定した期間とする」とありますが、履行の追完請求は民間（七会）連合協定請負契約約款第27条の2（2）の通り、建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等の契約不適合期間は1年としていただきますようお願い致します。	要求水準書のとおりとします。
4	施設整備請負契約書（案）	質問	10	第23条	総括代理人	総括代理人は現場代理人と兼務しない場合、着工後の常駐は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。（現場代理人と兼務しない総括代理人の常駐は不要です。）
5	施設整備請負契約書（案）	質問	11	26条 2	現場代理人等	現場代理人を着工後より常駐する規定ですが、工種に応じた者を配置することでしょうか。 具体的には、以下の通りです。 ①建築着工からプラント着工までを土木建築工事業者から専任 ②プラント着工から焼却施設引き渡しまでをプラント工事業者から専任 ④焼却施設引き渡しから解体工事完了までを解体工事業者より専任	現場代理人は原則変更できません。
6	施設整備請負契約書（案）	質問	11	第2章 第26条 2	現場代理人等	共同企業体を結成した場合は、建設業法に基づき、工種に適した現場代理人を工事進捗にあわせて構成企業の中から選定できるという認識でよろしいでしょうか。	原則、現場代理人の変更は認めません。
7	施設整備請負契約書（案）	質問	11	第2章 第26条 3	現場代理人等	監理技術者の配置について構成企業の中から土工事、プラント工事、解体工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
8	施設整備請負契約書（案）	質問	16	第2章 第41条 1	履行遅滞の場合における違約金等	「施設整備期間」の定義について、本件の事実上の工期は二つであり、久喜市新ごみ処理施設（ストックヤード棟を除く）の施設整備期間は令和9年3月31日まで、それ以外にかかる施設整備期間は令和11年3月31日までで、前者は部分引渡しの期日である、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	施設整備請負契約書（案）	質問	17	第2章 第41条 4	履行遅滞の場合における違約金等	遅延の場合の損害額の算定方法（例えば代替処理に関する処理委託費の実費で以てカウントする等）をご教示下さい。	代替処理に関する実費（処理委託費、運送費、等）の補填を原則としますが、詳細は協議とします。
10	施設整備請負契約書（案）	質問	17	第2章 第41条 4	履行遅滞の場合における違約金等	本条における遅延違約金の定めは、第78条第4項及び第7項に定める、遅延に関する損害賠償の予定の規定と重複しておりますため、どちらかに統一していただけないでしょうか。	施設整備請負契約書（案）のとおりとします。
11	施設整備請負契約書（案）	質問	17	第2章 第42条 2	賃金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更	物価変動の範囲につきまして、実施方針の質問回答 No.62では「5%～10%程度」とありますが、施設整備請負契約書（案）には「1,000分の15を超える額につき、施設整備費の変更に応じなければならない」とあり、後者が正しいという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	施設整備請負契約書（案）	依頼	27	第3章 第59条 3,4 第4章 第60条 2,3 第66条 3,4 第5章 第76条 1,2	<ul style="list-style-type: none"> ・契約不適合責任 ・設計図書等に不適合の場合の改造義務及び破壊検査等 ・検査及び引渡し ・部分払 ・解除に伴う措置 	「試験の費用は、事業者の負担とする。」、「検査又は復旧に直接要する費用は、施設整備企業の負担とする。」とありますが、検査の結果、要求水準書及び実施設計図書に定められた基準を満たしていた際は、民間（七会）連合協定工事請負契約約款第17条（4）の通り、貴市にて費用を負担していただきますようお願い致します。	要求水準書のとおりとします。
13	施設整備請負契約書（案）	依頼	35	第5章 第76条 3,8	解除に伴う措置	【、第74条又は78条第6項】は誤記かと思われませんが、修正していただけないでしょうか。	「解除が第71条、第72条又は第73条【、第74条又は78条第6項】の規定によるときにあっては、」を「解除が第71条、第72条、第73条又は78条第6項の規定によるときにあっては、」として修正します。
14	施設整備請負契約書（案）	質問	38	第6章 第81条 2	市内業者の活用	「なお市が、施設整備企業が遵守していないと判断する場合には、市は減額できるものとする。」とありますが、具体的な減額基準につきご教示下さい。	事業者提案の金額から、遵守できている金額を減じた金額としますが、詳細は協議とします。
15	施設整備請負契約書（案）	質問	39	第6章 第84条	仲裁	「仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、」とありますが、本件における仲裁合意書の締結有無をご教示下さい。	本件においては仲裁合意書を締結します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	運營業務委託契約書（案）	依頼	7	第2章 第15条 2(2)	著作物の利用等	「…又は市の委任した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。」とありますが、著作物の利用については事前に受注者の承諾を要する形で対応をお願い致します。	事前に受注者に確認します。
2	運營業務委託契約書（案）	質問	11	27条 1(2)	費用負担等	要求水準未達への対応費用を運営事業者が負担することとなっていますが、「受け入れできない処理対象物を他施設への運搬・処理費用」も含まれています。この「受け入れできない処理対象物」とは、処理不適合物ではなく、施設の停止などの不具合に伴い受入ができないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	運營業務委託契約書（案）	質問	17	68条 2	熱供給等	特定供給先への年間総供給熱量が提案値より下回った場合、固定費を減額するとありますが、熱供給は供給先の要求に応じた熱となり、供給先の使用状況に左右されます。よって、供給熱量が提案を下回った場合でも、設備に供給能力があることを証明することで、減額はないものとしていただけないでしょうか。	原則、事業者提案に示された供給量を、5パーセントを超えて下回る場合は減額対象となります。ただし、供給先の必要熱量が提案値を下回っている場合は、発電量を含むエネルギー回収率で判断します。
4	運營業務委託契約書（案）	質問	19	第3章 第1節 第43条 3	施設運營業務の 不能等	第60条第1項による減額のある場合には、必ず第43条も適用可能となる形となっており、第60条にある「市は、第43条第1項の施設運營業務の不能等が生じたときは、第1項の固定費の減額のほか第43条第3項の減額を行うことができる。」という、特定の場合（＝履行不能の場合）において重複して減額可能、という趣旨を無効にする定めであるといえます。また、別途の費用負担請求や賠償も可能であることから、運営事業者に過大な負担を課すものと考えます。たとえば減額については第60条にゆだね第43条は報告義務のみとし第3項の定めを廃し、かつ、第60条第1項の20%の減額対象について、（運営事業者の責めに帰すべき事由による）ごみの受け入れの完全な停止に限定する等ご配慮いただけないでしょうか。	運營業務委託契約書（案）のとおりとします。
5	運營業務委託契約書（案）	質問	19	第3章 第1節 第43条 3	施設運營業務の 不能等	本項には「運営事業者は、市が行う代替措置に要する費用を負担するほか、履行不能期間に相当する施設運営費の固定費20パーセントを減額する。」と記載されており、「代替措置」を必要とし、かつ「履行不能期間」を対象としていることから、減額の対象は、施設運營業務が完全に履行不能となったときに限られるとの認識でよろしいでしょうか。	減額対象は、完全履行不能の場合に限られません。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
6	運營業務委託契約書（案）	質問	19	第 43 条 3	施設運營業務の不能等	<p>前項の規定による報告により施設運營業務の不能等が、運營業業者の責めに帰すべき事由によると認められるときは、…履行不能期間に相当する施設運營業費の固定費 20 パーセントを減額する。」とありますが、「不能等」とモニタリング基本計画 P.8「表 3.3」の改善措置レベルの位置づけについてご教示願います。</p> <p>※本条項には第 58 条（停止基準値）及び第 59 条（施設性能基準の未達及びその他の債務不履行）に規定されている改善復旧期間やモニタリング基本計画 P.11「図 3.1 施設運營業務モニタリング 改善措置等の流れ」といった段階的な改善措置に関する規定がないため、モニタリング基本計画 P.8「表 3.3 改善措置レベル別の事象例（一部）」の比較的軽微なレベル 1 に該当した時点で固定費の 20 パーセントが減額されると読み取れます。</p>	モニタリング基本計画 P.10「施設運營業費の減額等の方法」より、レベル 2 又はレベル 3 に達した場合としますが、詳細は協議とします。
7	運營業務委託契約書（案）	質問	20	第 50 条 4	処理対象物の受入れ等	<p>「市は、（仮称）…運營業業者はかかる委託を受ける。運營業業者は、かかる処理手数料の徴収を、市が別途定める方法に従い実施する。」について、貴市が想定されている運營業業者から貴市への処理手数料の引渡し方法をご教示願います。</p> <p>なお、銀行等への振り込みを想定されている場合の振込手数料については貴市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。</p>	原則、納入通知書にて入金するものとします。振込手数料は発生しません。
8	運營業務委託契約書（案）	質問	21	第 53 条 4	処理不適物の取扱い	<p>「運營業業者は、処理不適物をごみピット投入後に発見し排除した等の理由により、排出者を判別できない場合は、破碎処理設備に搬入して処理するものとする。」とありますが、破碎処理設備での処理が困難な物（故障の原因となり得る処理不適物等）については、運營業業者がストックヤード等で保管し、貴市にて処分していただきますようお願い致します。</p>	処理困難物は市が処分します。
9	運營業務委託契約書（案）	質問	23	第 3 章 第 4 節 第 58 条 2	停止基準値	<p>「運転停止時から 60 日の改善復旧期間を与えるものとする。」とありますが、公害防止基準値の超過による運転停止のある場合、60 日を超える期間を要する場合には、協議のうえ、より適切な猶予期間を設定することになると理解してよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりですが、詳細は協議の上決定します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
10	運營業務委託 契約書（案）	質問	24	第3章 第4節 第60条 1	施設運営費の 減額	ここでいうエネルギー回収施設の稼働停止とは、ごみの受け入れが不能となった状態を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	運營業務委託 契約書（案）	質問	25	第63条 7	主灰及び飛灰の 取扱	「運営事業者は、主灰及び飛灰の引渡基準の未達が生じた場合…」とありますが、「引渡基準」については、要求水準書P.14「第1編 第3章 8. 8.2」の表-1-8及び表-1-9の基準であることを確認させて下さい。	ご認識のとおりです。
12	運營業務委託 契約書（案）	質問	27	第3章 第6節 第68条 2	熱供給等	「第4 四半期の固定費を10パーセント減額する」とありますが、これは同年度中に減額処理されるのか、翌年の第4 四半期に減額処理されるのかご教示下さい。	同年度中に減額処理します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	落札者決定基準	質問	4	4. 1) (1) 表 2	提案審査における評価項目・評価の視点及び配点	本記載内容と『提出書類の記載要領 P.8 ⑥提案審査資料』で文言が異なる箇所が何点かあります。 落札者決定基準に記載すべき内容を、ブレイクダウンしたものが提出書類の記載要領と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	落札者決定基準	質問	5	4. 1) (1) 表 2 II (7)	地球温暖化対策に寄与するための熱エネルギー効率の向上	「売電収入」の記載を求められていますが、売電単価をご指示いただくか、もしくは売電収入の記載を省略させていただけないでしょうか。（電力事業者との契約は貴市所掌のため、売電単価を事業者で把握することは困難です。）	売電単価を想定のう え明示し、参考として売電収入を記載してください。
3	落札者決定基準	質問	5	表 2	提案審査における評価項目・評価の視点及び配点 (7) (運転管理関係)	「20年間の売電収入」との記載が評価の視点にありますが、記載要領 P9【運転管理関係】には売電収入に関する記載はありません。本項目の評価の視点としては、記載要領通り発電量の最大化と送電端電力量の最大化について評価されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	落札者決定基準	質問	5	表 2	提案審査における評価項目・評価の視点及び配点 (7)	年間売電量の最大化について、余熱体験啓発棟及び隣地整備の公園の消費電力は考慮しないこととしてよろしいでしょうか。 考慮する必要がある場合は、時間・日・年の消費電力量をご教示下さい。 (事業範囲外の消費電力量を統一し入札メーカーの条件統一をお願いします)	原則、余熱体験啓発棟及び隣地整備の公園の消費電力は考慮しないこととします。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	提出図書の記載要領	意見	2	5. (2) ①	質問書(様式1)	質問書は様式1及び様式1別紙に則るとありますが、様式1別紙はありませんので本書にて質問します。	—
2	提出図書の記載要領	質問	3	5. (4) ②	質問書(様式9)	入札参加者確認事項は様式9及び様式9別紙に則るとありますが、様式9別紙がありません。 様式9別紙は自由様式でよろしいでしょうか。 また、入札参加者ヒアリングでは、様式9による確認事項を補足するためにパワーポイント等により資料を作成してもよろしいでしょうか。	任意の様式、ファイル形式で問題ありません。
3	提出書類の記載要領	質問	4	5. (5) ⑤ I I-2	建築パース	「事業範囲外の表現方法は、原則モノクロ表現とし、・・・」の記載がありますが、パースとして提示する範囲に関しては、公園との接続部分に限定し、公園側を含めた全体のパース(提案)は提案不可と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。パースにおける事業範囲外の表現方法についてはモノクロ表現としてください。
4	提出書類の記載要領	質問	4	5. (5) ⑤	基礎審査資料 I-1-3 日影図	日影図作成の必要資料として、北側の備前堀川の河川区域ライン及び新設市道1525線の範囲が明確になった資料をお示し下さい。	設計時に提示します。
5	提出図書の記載要領	質問	4	5. (5) ⑤	基礎審査資料 (様式14)	応募企業グループ名および応募企業(構成企業・協力企業)以外の企業名等は記載しても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
6	提出図書の記載要領	質問	4	5. (5) ⑤	基礎審査資料 I-1-2 建築計画図	様式14がWordですが、図面のため縮尺を合わせての提出が困難です。 CADで作成し、pdfを提出することを許可願います。	PDF形式での提出も可とします。
7	提出図書の記載要領	質問	4	5. (5) ⑤	基礎審査資料 I-1-3 日影図	指定様式がありません。CAD等で作成し、pdfを提出することを許可願います。	PDF形式での提出も可とします。
8	提出図書の記載要領	質問	4	5. (5) ⑤	基礎審査資料 I-1-4 外部仕上げ表	指定様式がありません。I-1-5内部仕上げ表の様式に準じて作成することでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
9	提出書類の記載要領	質問	5	5. (5) ⑤ I I-11	余熱利用計画	余熱利用計画における諸数値の算出に際し、評価基準の統一のため、以下条件をご教示願います。 ①発電効率および熱利用率の算出式については、エネルギー回収率と同様、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」(令和3年4月改訂)に基づき算出するとの理解でよろしいでしょうか。 ②エネルギー効率の算出式をご提示願います。	①ご認識のとおりです。 ②エネルギー回収率と同様の算定式とします。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
10	提出書類の記載要領	質問	5	5. (5) ⑤ I I-11	余熱利用計画	「高質ごみ、基準ごみ、低質ごみの3つのごみ質について、・・・物質・用役・熱収支計算書について記載すること」との記載がありますが、物質・用役・熱収支計算書のいずれか一つ以上に、各ごみ質の年間の発電効率・熱利用率・エネルギー回収率を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	提出図書の記載要領	質問	5	5. (5) ⑤	基礎審査資料 I-10 プラント 設備概要	指定様式がありません。事業者の自由様式で作成することによろしいでしょうか。	任意の様式で問題ありません。
12	提出図書の記載要領	質問	5	5. (5) ⑤	基礎審査資料 I-11 余熱利用 計画	様式指定がありますがご要求資料を同一様式で作成することが困難です。 自由様式として作成することを許可願います。	類似の様式であれば問題ありません。
13	提出図書の記載要領	質問	5	5. (5) ⑤	基礎審査資料	様式集に指定様式がない項目は、自由様式(枚数、サイズ)で作成・提出することによろしいでしょうか。	任意の様式で問題ありません。
14	提出書類の記載要領	質問	6	5. (5) ⑤ II II-4	経営管理に関する様式	II-4-1～II-4-5 の様式において、指定様式にて作成を行うこととの記載がありますが、費目の追加が発生する場合は、適宜追加するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
15	提出書類の記載要領	質問	6	5. (5) ⑤ II II-4	経営管理に関する様式	II-4-1～II-4-5 の様式において、指定様式にて作成を行うこととの記載がありますが、Excel データをご提示いただけないでしょうか。もしくは、Excel にて作成させていただくことは、可能でしょうか。	Excel ファイルを提供します。
16	提出書類の記載要領	質問	9	5. (5) ⑥ II (6)	環境負荷の低減に寄与するための省資源の対応	「①各ごみ質におけるごみ処理量あたりの用役使用量(①消費電力・・・)」とありますが、以下の条件をご提示願います。 ・外気温 ・余熱体験啓発棟及び隣接設備の公園のユーティリティ(対象有無) ・二酸化炭素回収技術の消費電力(対象有無)	・外気温：冬季 5℃、春秋 15℃、夏季 25℃ ・余熱体験啓発棟、公園の消費電力：無と仮定 ・二酸化炭素回収技術の消費電力：事業者提案
17	提出書類の記載要領	質問	9	5. (5) ⑥ II (7)	地球温暖化対策に寄与するための熱エネルギー効率の向上	発電量・消費電力量・売電量の算出条件の記載がありますが、以下の条件もご提示願います。 ・余熱体験啓発棟及び隣接設備の公園の供給(対象有無) ・二酸化炭素回収技術の消費電力(対象有無)	・余熱体験啓発棟、公園の消費電力：無と仮定 ・二酸化炭素回収技術の消費電力：事業者提案

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
18	提出書類の記載要領	質問	9	5. (5) ⑥ II (7)	地球温暖化対策に寄与するための熱エネルギー効率の向上	<p>② 運転管理関係② 「基準ごみで外気温（冬季 5℃、春秋 15℃、夏季 25℃）、熱供給量約 5,300MJ/h とありますが、発電量についてはごみ焼却発電分のみを記載するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりで問題ありません。
19	提出書類の記載要領	質問	9	5. (5) ⑥ II (7)	地球温暖化対策に寄与するための熱エネルギー効率の向上	<p>② 運転管理関係②について 年間発電量・年間消費電力量・年間売電量（送電端電力量・年間エネルギー回収率（発電効率・熱利用率を明記すること）・エネルギー効率の算出に際し、評価基準の統一のため、以下条件をご教示願います。 ① 上記数値の算出様式をご提示願います。 ② 様式をご提示頂けない場合、上記数値を算出するための前提条件として、以下の項目につき、ご提示のほど、よろしく願いいたします。 ・ごみ搬入量条件（年間合計と日搬入量の考え方） ・冬季、夏季、春秋の具体的な期間、日数 ・余熱利用設備への日平均送電量 ・年間エネルギー回収率の算出式</p>	事業者の設定した条件を明示して提案してください。
20	提出図書の記載要領	質問	9	5. (5) ⑥	(7) 地球温暖化対策に寄与するための熱エネルギー効率（発電効率）の向上	<p>年間売電量の最大化について、余熱体験啓発棟及び隣地整備の公園の消費電力は考慮しないこととしてよろしいでしょうか。 考慮する必要がある場合は、時間・日・年の消費電力量をご教示下さい。 （事業範囲外の消費電力量を統一し入札メーカーの条件統一をお願いします）</p>	原則、余熱体験啓発棟及び隣地整備の公園の消費電力は考慮しないこととします。
21	提出図書の記載要領	質問	9	5. (5) ⑥	(6) 記載内容	<p>「③ 資源化物の資源化効率の向上と保管、品質確保、資源化物の引渡に係る維持管理方法について、具体的に記載すること。また、資源化物の引渡しに係る維持管理方法についても提案すること。」とありますが、資源化物の引渡しに係る維持管理方法とは、どのような意味でしょうか。 また、「また、資源化物の～」以下の文章が重複しているように思われます。誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	引渡し方法・スケジュールの調整による効率化などが考えられます。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
22	提出書類の記載要領	質問	10	5. (5) ⑥ II (12)	周辺施設を含めた利用者に配慮した施設配置及び動線	「②周辺環境に配慮したランドスケープ（既存樹木の活用、・・・）」とありますが、一方で落札者決定基準には、既存樹木の活用の記載がありません。既存樹木の活用の記載は不要（評価対象外）と考えてよろしいでしょうか。	活用は事業者提案ですが、評価対象外です。
23	提出書類の記載要領	質問	11	5. (5) ⑥ V (15)	地域社会における経済への貢献	市内業者への発注金額は、施設整備業務においては、一次下請企業への発注額のみ計上できるものと考えてよろしいでしょうか。	「久喜市総合評価方式活用ガイドライン Ver.8」 p.39 シ（ア）のとおり1次下請人を評価対象とします。
24	提出書類の記載要領	質問	11	5. (5) ⑥ V (15)	地域社会における経済への貢献	市内業者への発注金額は、運営業務においては、SPC から見て二次下請企業への発注額のみ計上できるものと考えてよろしいでしょうか。	1次下請人及び2次下請人を評価対象とします。
25	提出書類の記載要領	質問	11	5. (5) ⑥ V (15)	地域社会における経済への貢献	「市内で産出、生産又は製造される資材等の発注金額は、地域経済への貢献金額に含まれる」とありますが、久喜市内に本店を有する市内企業による市内生産物のみ計上対象となると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
26	提出図書の記載要領	質問	12	6. (3) ②	入札書及び事業者提案書提出方法	基礎審査資料及び提案審査資料の提出時の体裁について、応募者にて任意に決定してよろしいでしょうか。 （合冊か分冊か、正本・副本を見分ける凡例をつけるか、ファイルカバー形式、目次、インデックス、通しでページ番号を打つか等）	分かりやすい体裁であれば特に指定はありません。
27	提出図書の記載要領	質問	12	6. (3) ③	入札書及び事業者提案書提出部数	記録媒体に作成したソフトデータを入れての提出ですが、様式集にないものは、pdf にて提出することを許可願います。（CADデータなど詳細図でノウハウを含むものがあります）	PDF形式での提出も可とします。
28	提出図書の記載要領	質問	12	6. (3) ③	入札書及び事業者提案書提出部数	「記録媒体(作成したソフトデータ)を2部提出すること。」とありますが、CD-R・DVD-Rなど任意の記録媒体でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
29	提出図書の記載要領	質問	12	6. (3) ③	入札書及び事業者提案書提出部数	「記録媒体(作成したソフトデータ)を2部提出すること。」とありますが、2部とは正本1部、副本1部の計2部でしょうか。あるいは正本・副本両方を1つの記録媒体に保存し2部提出すればよろしいでしょうか。 また、すべてPDF形式のソフトデータで提出するという理解でよろしいでしょうか。	正本1部、副本1部の計2部とし、PDF形式、WORDファイルで提出してください。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
30	提出図書の 記載要領	質問	12	6. (3) ③	入札書及び事業者提案書 提出部数	「副本のうち2部は応募企業グループ名が分かる体裁とすること。」とありますが、副本の冒頭に凡例を添付する形で2部提出することによろしいでしょうか。 また、審査の公平性の観点からこの副本2部は審査員が見ることはないとの理解によろしいでしょうか。 尚、最終的な提出の部数は以下の通りによろしいでしょうか。 正本 1部 様式11を添付 副本 2部 応募企業グループが分かる体裁 (凡例を添付したもの) 副本13部 凡例の添付がないもの	ご認識のとおりです。
31	様式14	質問	II-4-4		変動費	「変動費：〇〇〇(円/ごみt)」に記載する処理対象物1tあたりの変動的な処理単価とは、20年間の年間変動費合計を20年間の計画処理量(燃やせるごみ+プラスチック製容器包装または燃やせないごみ+粗大ごみ)で除するものとし、エネルギー回収施設・リサイクル施設それぞれの単価を記載するものとして理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。